

毎月決算型

追加型株式投資信託／自動けいぞく投資可能

エマージング・ソブリン・オープン

投資信託説明書
(目論見書)
2006.11

国際投信投資顧問

* 本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

毎月決算型

追加型株式投資信託／自動けいぞく投資可能

エマージング・ソブリン・オープン

投資信託説明書
(交付目論見書)
2006.11

国際投信投資顧問

* 本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. この目論見書により行うエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年11月6日に関東財務局長に提出しており、平成18年11月7日にその届出の効力が発生しております。
2. エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）は、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがってファンドは元本が保証されているものではありません。
3. 本書は証券取引法（昭和23年法第25号）第13条第2項第1号の規定に基づく目論見書です。
4. 証券取引法（昭和23年法第25号）第13条第2項第2号に規定する「ファンドの詳細情報」を記載した請求目論見書は投資者から請求された場合に交付されます。また、投資者が請求目論見書の交付を請求した場合には、投資者も自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。なお、当該内容は金融庁のE D I N E T（電子開示システム）および委託会社のホームページで閲覧することができます。

- ・ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ・投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
- ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- ・登録金融機関は、証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入しておりません。
- ・投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
- ・投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

発 行 者 名：国際投信投資顧問株式会社

代表者の役職氏名：取締役社長 増田 健一

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称
：エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）

届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額
：上限2,000億円

縦覧に供する場所：該当事項はありません。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税等の税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、国際投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「第一部 証券情報」中の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「第二部 ファンド情報 7 管理及び運営の概要」中の「約款の変更」に記載の手續きにより、信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手續きを委任することができます。

くわしくは後述の「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容案について」をご覧ください。

以上

【ファンドの概要】

エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

本概要は、目論見書の記載内容を要約したものです。
 詳細につきましては、目論見書の該当箇所をご覧ください。

商品分類	追加型株式投資信託 / 自動けいぞく投資可能
運用の基本方針	ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を通じて、エマージング・カントリーのソブリン債券(国債、政府保証債等をいいます。)および準ソブリン債券(政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。)を主要投資対象とします。
主な投資制限	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
価格変動リスク	公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
当初設定日	平成15年8月8日
信託期限	平成35年8月5日まで
決算日	毎月5日(休業日のときは翌営業日)
お申込期間	平成18年11月7日から平成19年11月6日まで。 お申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。 ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、お申込みはできません。 * お申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
お申込単位	(当初元本1口 = 1円) 「分配金受取コース」 1万口単位または1万円以上1円単位です。 「自動けいぞく投資コース」 1万円以上1円単位です。 (販売会社によりコースの名称が異なる場合があります。以下同じ。) ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資によるお申込みについては、1円単位とします。 なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいはお申込単位が異なる場合があります。

お 申 込 価 額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 お申込受付時間は、原則として午後3時(半休日のときは午前11時)までとさせていただきます。
お 申 込 手 数 料	お申込みになる販売会社により異なります。 (手数料率)お申込口数に応じ、基準価額に対して 1億口未満の場合 上限3.15%(税抜3.00%) 1億口以上5億口未満の場合 上限2.10%(税抜2.00%) 5億口以上の場合 上限1.05%(税抜1.00%) (手数料率)お申込代金 ^{*1} に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限3.15%(税抜3.00%) 1億円以上5億円未満の場合 上限2.10%(税抜2.00%) 5億円以上の場合 上限1.05%(税抜1.00%) (手数料率)お申込金額 ^{*2} に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限3.15%(税抜3.00%) 1億円以上5億円未満の場合 上限2.10%(税抜2.00%) 5億円以上の場合 上限1.05%(税抜1.00%) (*1)お申込代金 = (お申込受付日の翌営業日の基準価額 × お申込口数) + お申込手数料 (*2)お申込金額 = お申込受付日の翌営業日の基準価額 × お申込口数 * お申込手数料は消費税等相当額を含みます。
スイッチング 手数料	販売会社によっては、スイッチングを取扱う場合があります。その場合のお申込手数料は無手数料とします。また、解約をするファンドは信託財産留保額と源泉税が差引かれます。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年1.6485%(税抜1.5700%)の率を乗じて得た額とします。 * 信託報酬は消費税等相当額を含みます。
監 査 費 用	純資産総額に対して年0.0042%(税抜0.0040%)以内の率を乗じて得た額とします。 * 監査費用は消費税等相当額を含みます。
収 益 分 配	毎月5日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 「分配金受取コース」 収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。 「自動けいぞく投資コース」 収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。

換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。 ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、ご換金の請求はできません。 換金のお申込受付時間は、原則として午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社が受付けたものを当日の換金請求とします。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。 なお、スイッチングに伴う解約を行う場合にも、信託財産留保額が差引かれます。
換金代金のお支払い	原則として換金の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。

ご投資者のみなさまにおかれましては、ファンドの内容およびリスクなどについてご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

ファンドの特色

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「親投資信託」または「マザーファンド」ということがあります。)受益証券を通じて運用を行い、エマージング・カントリー^{*1}のソブリン債券^{*2}および準ソブリン債券^{*3}を主要投資対象とします。

- *1 エマージング・カントリーとは、一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。以下「新興国」ということがあります。
 - *2 ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。
 - *3 準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。
- (a) マザーファンド受益証券を通じて、新興国が発行する米国ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。(一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。)
 - (b) グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
 - (c) ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
 - イ. プレディ債(新興国の政府が、1989年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。)
 - ロ. ユーロ債(米国ドル建・ユーロ建)。(プレディ債以外の債券で、新興国の政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)
 - ハ. 現地米国ドル建債・現地ユーロ建債(新興国の政府または政府関連機関等が、自国市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)

- (d) ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
- イ. 新興国単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ロ. ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ハ. ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- ニ. 新興国の同一企業(政府関連機関を含みます。)が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ. 新興国の現地通貨建資産への実質投資は、行いません。
- (e) 一般的に新興国の発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して、相対的に高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクも高いと考えられます。

主要格付機関による格付けの表記方法

	Moody's 社	S & P 社	
高い信用力 ↑	A a a	A A A	投資適格債
	A a	A A	
格付け	A	A	
	B a a	B B B	
↓	B a	B B	
	B	B	高利回り債
低い信用力	C a a	C C C	(ハイイールド債)
	C a	C C	
	C	C	
		D	

- (f) JPMorgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。
- JPMorgan EMBI Global Diversified は JP モルガン・チェース・アンド・カンパニーが算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。同インデックスはエマージング・カントリーの国債を中心とした債券の投資総合収益を指数化したものです。
- ベンチマークは米ドル建ての JPMorgan EMBI Global Diversified を対顧客電信売買相場の仲値により委託会社が円換算したものです。

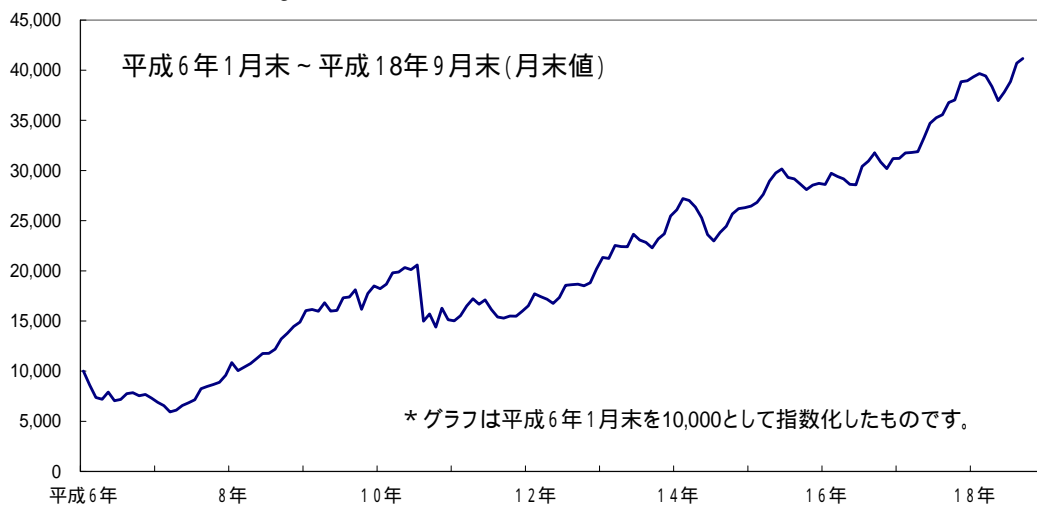
平成18年9月末現在、同インデックス算出の対象となっている国々は以下の通りです。

なお、ファンドは、対象国以外の新興国に投資を行う場合があります。

中南米	アジア	欧州・中近東・アフリカ等
アルゼンチン ブラジル チリ コロンビア ドミニカ共和国 エクアドル エルサルバドル メキシコ パナマ ペルー ウルグアイ ベネズエラ	中国 インドネシア マレーシア パキスタン フィリピン ベトナム	ブルガリア ハンガリー ポーランド ロシア セルビア トルコ ウクライナ イラク レバノン コートジボワール エジプト モロッコ ナイジェリア 南アフリカ チュニジア

(出所:JP モルガン・チェース・アンド・カンパニー)

JPMorgan EMBI Global Diversified(円換算)の推移

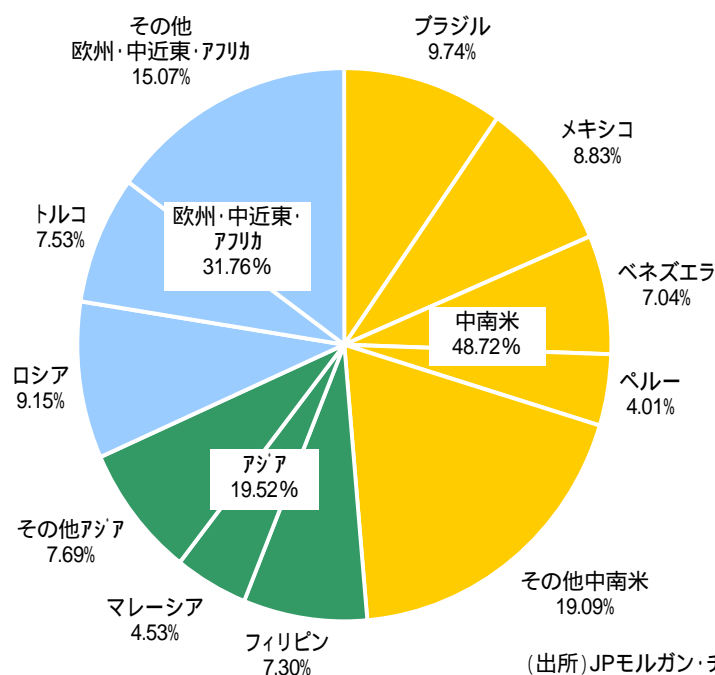


(出所: Bloomberg)

* 上記のグラフはあくまでもインデックスの過去の推移であり、ファンドの将来の成果を約束するものではありません。

ベンチマークは米ドル建ての JPMorgan EMBI Global Diversified を三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値により委託会社が円換算したうえ設定時を10,000として指数化したもので、JP モルガン・チェース・アンド・カンパニーはベンチマークに関し一切の責任を負いません。

JPMorgan EMBI Global Diversified の国別構成比
(平成18年9月末現在)



(出所)JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー

* 上記の構成比はベンチマークの構成比であり、ファンドの構成比とは必ずしも一致しない可能性があります。

- (g) 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ただし、米国ドル建資産以外の実質外貨建資産については、実質的に米国ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- (h) 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- (i) 投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- (j) 運用委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、マザーファンドの運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した世界最古の運用機関の一つで、独立系運用専門会社として運用に特化する体制を維持しています。徹底した社内リサーチ能力を活用し、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

毎月5日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

(a)「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目から支払います。

(b)「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

取得の申込単位は以下の通りです。

(当初元本1口 = 1円)

(a)「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

(b)「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

信託期限は平成35年8月5日までです。

原則として、この期間はいつでも取得・換金のお申込みができます。(ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、お申込みはできません。)

ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。
(主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

組入れられた有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、ファンドの基準価額の変動要因となります。

ファンドは米国ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション*が長いほど大きくなります。

* デュレーションとは、「債券の平均回収期間」および「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味します。

信用リスク(デフォルト・リスク)

発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

一般的に、新興国の発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率などの経済状況が著しく変化する可能性があります。
 - ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化、海外からの投資規制導入等の可能性があります。
 - ・海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
 - ・先進国と比較して情報開示に係わる制度や慣習等が異なる場合があります。
- この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量などの状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性があります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受けファンドの基準価額が変動することがあります。

ベンチマークについての留意点

「JPMorgan EMBI Global Diversified (円換算)」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。また当該ベンチマークが下落(上昇)する局面では、通常、ファンドの基準価額も下落(上昇)します。

運用指図の権限委託に関わる留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。

なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

その他の主な留意点

- ・受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合には、解約資金を手当てするために保有債券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、ファンドの基準価額が大きく変動することがあります。
- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- ・計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われなくてもあります。
- ・法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

ご投資の手引き

お申込みに関しては

<お申込み>

販売会社でお申込期間(平成18年11月7日から平成19年11月6日)にお申込みいただけます。

取得のお申込みの受付は、お申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、取得のお申込みはできません。

* お申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

<お申込単位・価額>

(当初元本1口 = 1円)

「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいはお申込単位が異なる場合があります。(販売会社が「エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)」からの乗換え(以下「スイッチング」といいます。)を取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、販売会社が別に定める単位とします。)

お申込価額は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。

< お申込手数料 >

(手数料率)お申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限3.15%(税抜3.00%)
1億口以上5億口未満の場合	上限2.10%(税抜2.00%)
5億口以上の場合	上限1.05%(税抜1.00%)
(手数料率)お申込代金に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15%(税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10%(税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05%(税抜1.00%)
(手数料率)お申込金額に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15%(税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10%(税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05%(税抜1.00%)

お申込口数、お申込代金またはお申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。お申込手数料は消費税等相当額を含みます。

お申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得たお申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額となります。

* 「お申込代金」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額にお申込口数を乗じて得た金額に、お申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した金額をいいます。

* 「お申込金額」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額にお申込口数を乗じて得た金額をいいます。

償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合(以下「償還乗換え*」)といえます。)には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。)で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。(償還乗換え優遇)

* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(注)をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込み場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

(注) 信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益証券の買取代金または解約金を含みます。

販売会社によっては、スイッチングによる取得申込みを取扱う場合があります。その場

合のお申込手数料は無手数料とします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドは、信託財産留保額が差引かれ、個別元本超過額に対して課税されます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについても無手数料とします。

収益分配に関しては

< 収益分配時期 >

毎月5日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

< お手取額 >

お客様の個別元本により普通分配金(課税)と特別分配金(非課税)が計算されます。

・分配落ち後の基準価額が、個別元本と同額または上回る場合には、全額が普通分配金となります。

・分配落ち後の基準価額が、個別元本を下回る場合には、分配金の範囲内で下回る部分に相当する金額が特別分配金、残余の金額が普通分配金となります。

普通分配金は課税対象扱いとなりますので、お手取額は所得税および地方税を差引いた額となります。

なお、特別分配金を受取った場合は、投資元本の一部を払戻したことになり、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。また、特別分配金については非課税となります。

< お支払開始日 >

「分配金受取コース」については、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目)から、販売会社において、受益者にお支払いします。

ご換金に関しては

< ご換金のお申込み >

ご換金の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、ご換金の請求はできません。

< ご換金単位 >

販売会社が定める単位とします。

< お手取額 >

解約の場合、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が個別元本を超過した額に対してかかります。)を差引いた額となります。なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

買取りの場合、買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額(所得税)に相当する額を差引いた価額とします。(源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引かれません。)

< お支払日 >

換金代金は、原則としてご換金の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。

償還に関しては

< 信託期間 >

平成15年8月8日から平成35年8月5日までとします。

ただし、委託会社は、一部解約により、ファンドの受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、途中で信託を終了させることができます。

また、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。なお、これらの場合において、あらかじめ、監督官庁に届出ます。

< お手取額 >

償還価額から償還価額とお客様の個別元本との差額に対して所得税および地方税を差引いた額となります。償還価額が個別元本を下回っている場合には、税金はかかりません。

< お支払開始日 >

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日のときは翌営業日)から起算して5営業日目)から、販売会社において、受益者にお支払いします。

運用状況を知るには

委託会社は、6ヵ月毎(毎年2月および8月の決算日を基準とします。)および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

費用と税金

お申込みからご換金・償還までの間に直接あるいは間接的にご負担いただく費用・税金は以下の通りです。

時期	項目	費用・税金
直接負担		
申込み時	申込手数料	(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して
		1億口未満の場合 上限3.15% (税抜3.00%)
		1億口以上5億口未満の場合 上限2.10% (税抜2.00%)
		5億口以上の場合 上限1.05% (税抜1.00%)
		(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して
		1億円未満の場合 上限3.15% (税抜3.00%)
		1億円以上5億円未満の場合 上限2.10% (税抜2.00%)
		5億円以上の場合 上限1.05% (税抜1.00%)
		(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して
1億円未満の場合 上限3.15% (税抜3.00%)		
1億円以上5億円未満の場合 上限2.10% (税抜2.00%)		
5億円以上の場合 上限1.05% (税抜1.00%)		
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。
換金時		
解約	所得税および地方税	個別元本超過額に対して課税されます。
	換金手数料	(かかりません) 0
	信託財産留保額	基準価額に対して 0.5%
買取り	所得税相当額	(一定の要件の下で差引かれません。)
	換金手数料	(かかりません) 0
	信託財産留保相当額	基準価額に対して 0.5%
償還時	所得税および地方税	個別元本超過額に対して課税されます。
間接負担		
保有時 (毎日)	信託報酬	純資産総額に対して年1.6485% (税抜1.5700%)
	監査費用	純資産総額に対して年0.0042% (税抜0.0040%) 以内
	その他	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等

* 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他(国内において発生するものに限ります。)については、消費税等相当額を含みます。

(注) 税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	6
第1 ファンドの状況	6
1 ファンドの性格	6
2 投資方針	12
3 投資リスク	19
4 手数料等及び税金	24
5 運用状況	30
6 手続等の概要	38
7 管理及び運営の概要	41
第2 財務ハイライト情報	44
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	47
第4 ファンドの詳細情報の項目	49
「エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）」 約款	
「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」 約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）
（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

無記名式の追加型証券投資信託受益証券（以下「受益証券」といいます。）です。
格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社である国際投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額*とします。

なお、原則として午後3時（半休日のときは午前11時）までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会先は、「(8) 申込取扱場所」（以下「販売会社」といいます。）または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「エマ毎月」として掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社（信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」という場合があります。）

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(5) 【申込手数料】

(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億口以上5億口未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億口以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)

申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額となります。

* 「申込代金」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。

* 「申込金額」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額をいいます。

償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込み場合（以下「償還乗換え^{*}」）には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。（償還乗換え優遇）

* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（注）をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込み場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

（注）信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益証券の買取代金または解約金を含みます。

販売会社によっては、「エマーシング・ソブリン・オープン（1年決算型）」からの乗換え（以下「スイッチング」といいます。）による取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は無手数料とします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドは、信託財産留保額が差引かれ、個別元本超過額に対して課税されます。

「自動けいぞく投資コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）に係る収益分配金の再投資による取得申込みについても無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(6) 【申込単位】

収益分配金の受取方法により、2つのコースがあり、申込単位が異なります。(原則として、コースを途中で変更することはできません。)

(当初元本1口 = 1円)

「分配金受取コース」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)

1万口単位または1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

なお、「自動けいぞく投資コース」について、販売会社によっては、定期引出契約^{*}を締結することができる場合があります。

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)に関する契約^{*}を締結することができる場合があります。その場合は、当該契約で規定する申込単位となります。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。(販売会社がスイッチングを取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、販売会社が別に定める単位とします。)

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

(7) 【申込期間】

平成18年11月7日から平成19年11月6日までです。

取得の申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、申込みはできません。

^{*} 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

照会先は以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311(フリーダイヤル)

(受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時(半休日のときは午前9時～正午))

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(9) 【払込期日】

投資者は、申込代金(申込金額(取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額)に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。))を加算した額を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

申込金額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社である国際投信投資顧問株式会社の口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社(信託契約に係る受託者であり、以下「受

託会社」といいます。)のファンドに係る口座に払込まれます。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」に同じです。

申込代金は取得の申込みを行った販売会社へ払込むものとします。

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

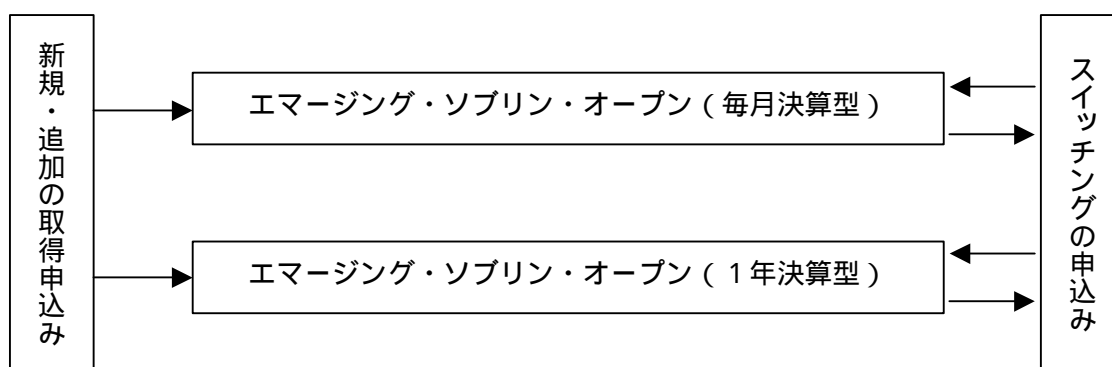
取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。(原則として、コースを途中で変更することはできません。)

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、初回の取得申込みのときに販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款^{*}」に基づく契約の締結等の諸手続きが必要となります。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

販売会社によっては、「エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)」との間のスイッチングを取扱う場合があります。



日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

その他留意事項

- a. 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。
- b. 申込代金には利息をつけません。

c . 振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税等の税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

d . 既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (4)その他 約款の変更 g .」の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

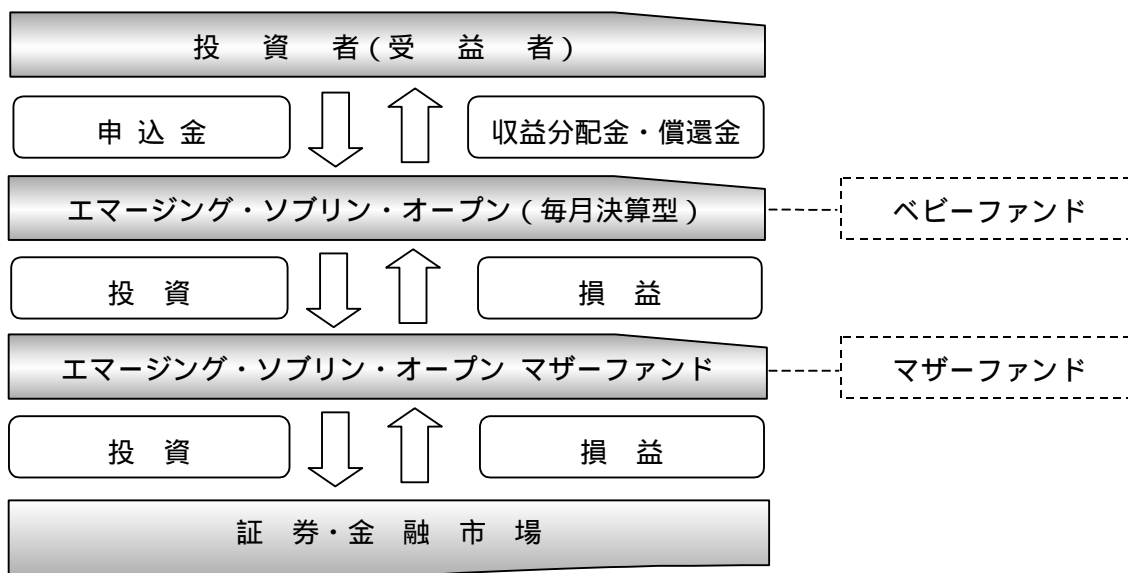
1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファミリーファンド方式*により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

* ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



信託金の限度額

2,000億円です。

* 信託金の限度額は、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

基本的性格

追加型株式投資信託です。

ファンドの特色

a. エマーシング・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「親投資信託」または「マザーファンド」ということがあります。)受益証券を通じて運用を行い、エマーシング・カンントリー*¹のソブリン債券*²および準ソブリン債券*³を主要投資対象とします。

*¹ エマーシング・カンントリーとは、一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。以下「新興国」ということがあります。

*² ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

*³ 準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

- (a) マザーファンド受益証券を通じて、新興国が発行する米国ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。(一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。)
- (b) グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- (c) ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
- イ．プレディ債（新興国の政府が、1989年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）
 - ロ．ユーロ債（米国ドル建・ユーロ建）。（プレディ債以外の債券で、新興国の政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
 - ハ．現地米国ドル建債・現地ユーロ建債（新興国の政府または政府関連機関等が、自国市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- (d) ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
- イ．新興国単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ロ．ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ハ．ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
 - ニ．新興国の同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ホ．新興国の現地通貨建資産への実質投資は、行いません。
- (e) 一般的に新興国の発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して、相対的に高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクも高いと考えられます。

主要格付機関による格付けの表記方法

	Moody's 社	S & P 社	
高い信用力 ↑ 格付け ↓ 低い信用力	A a a	A A A	投資適格債
	A a	A A	
	A	A	
	B a a	B B B	
	B a	B B	高利回り債 (ハイイールド債)
	B	B	
	C a a	C C C	
	C a	C C	
	C	C	
		D	

- (f) JPMorgan EMBI Global Diversified (円換算) をベンチマークとします。
 JPMorgan EMBI Global DiversifiedはJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーが算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社

に帰属します。同インデックスはエマージング・カントリーの国債を中心とした債券の投資総合収益を指数化したものです。

ベンチマークは米ドル建てのJPMorgan EMBI Global Diversifiedを対顧客電信売買相場の仲値により委託会社が円換算したものです。

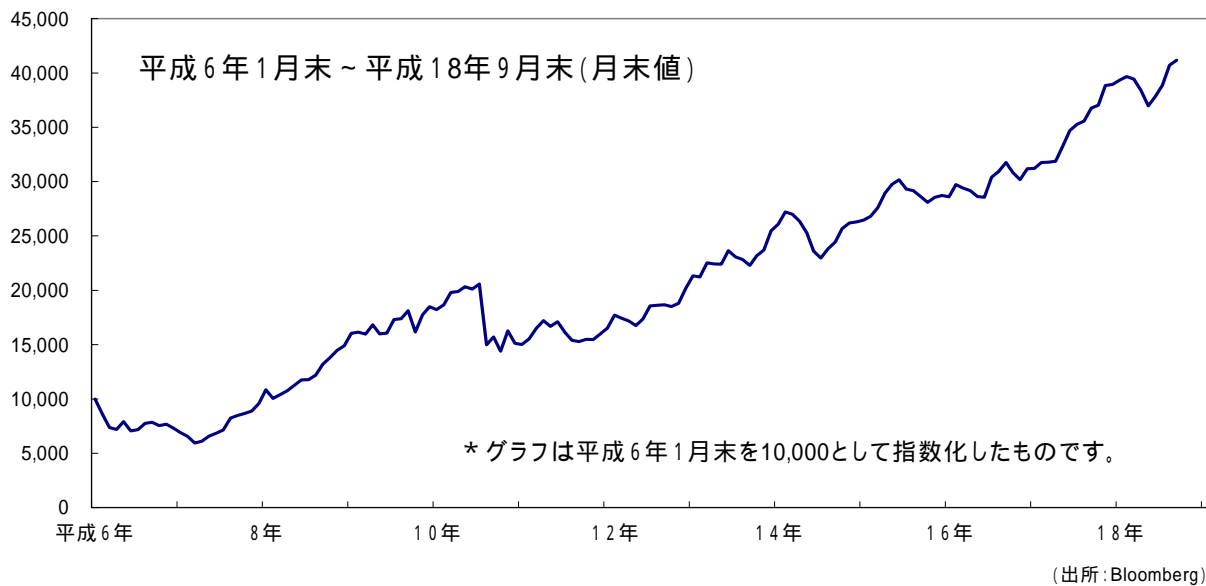
平成18年9月末現在、同インデックス算出の対象となっている国々は以下の通りです。

なお、ファンドは、対象国以外の新興国に投資を行う場合があります。

中南米	アジア	欧州・中近東・アフリカ等
アルゼンチン	中国	ブルガリア
ブラジル	インドネシア	ハンガリー
チリ	マレーシア	ポーランド
コロンビア	パキスタン	ロシア
ドミニカ共和国	フィリピン	セルビア
エクアドル	ベトナム	トルコ
エルサルバドル		ウクライナ
メキシコ		イラク
パナマ		レバノン
ペルー		コートジボワール
ウルグアイ		エジプト
ベネズエラ		モロッコ
		ナイジェリア
		南アフリカ
		チュニジア

(出所:JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー)

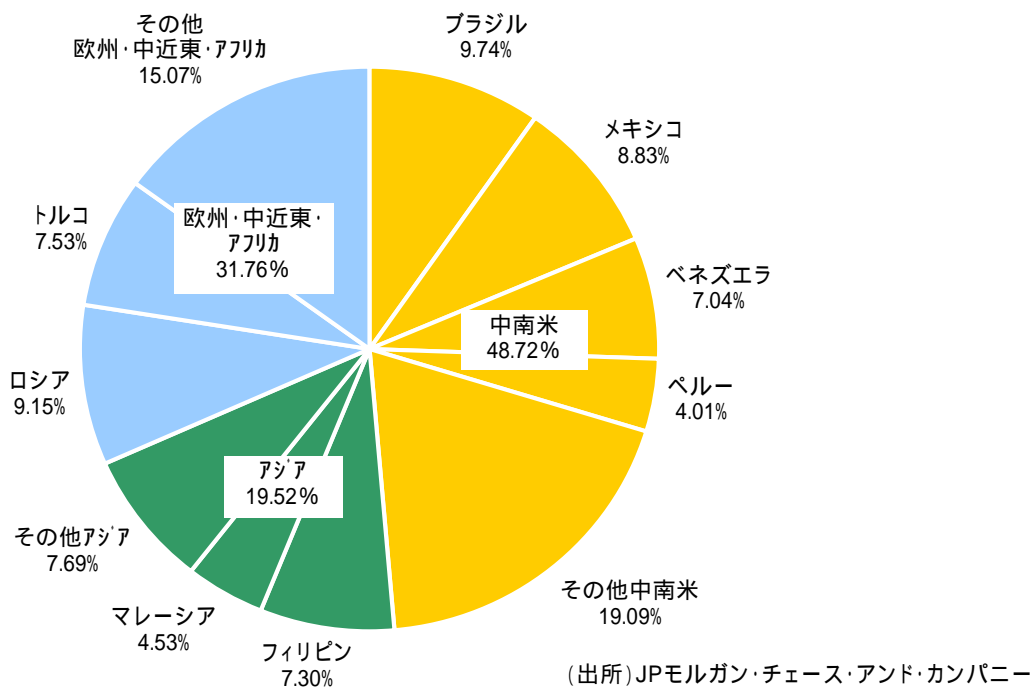
JPMorgan EMBI Global Diversified (円換算) の推移



* 上記のグラフはあくまでもインデックスの過去の推移であり、ファンドの将来の成果を約束するものではありません。

ベンチマークは米ドル建てのJPMorgan EMBI Global Diversifiedを三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値により委託会社が円換算したうえ設定時を10,000として指数化したもので、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーはベンチマークに関し一切の責任を負いません。

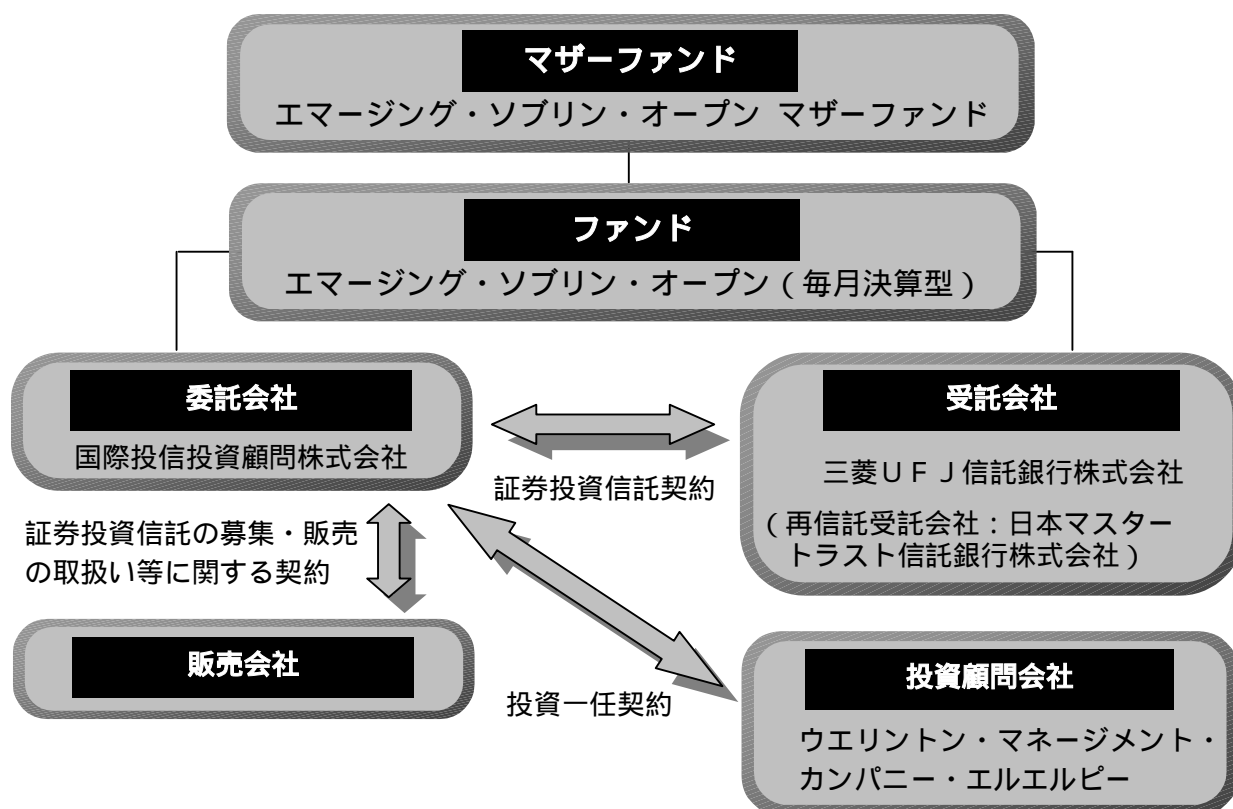
JPMorgan EMBI Global Diversifiedの国別構成比
(平成18年9月末現在)



* 上記の構成比はベンチマークの構成比であり、ファンドの構成比とは必ずしも一致しない可能性があります。

- (g) 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ただし、米国ドル建資産以外の実質外貨建資産については、実質的に米国ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
 - (h) 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
 - (i) 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
 - (j) 運用委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、マザーファンドの運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した世界最古の運用機関の一つで、独立系運用専門会社として運用に特化する体制を維持しています。徹底した社内リサーチ能力を活用し、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。
- b. 毎月決算を行い、収益の分配を行います。
毎月5日（休業日のときは翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
- (a) 「分配金受取コース」
収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目から支払います。
 - (b) 「自動けいぞく投資コース」
収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。
- c. 取得の申込単位は以下の通りです。
(当初元本1口 = 1円)
- (a) 「分配金受取コース」
1万口単位または1万円以上1円単位です。
 - (b) 「自動けいぞく投資コース」
1万円以上1円単位です。
- ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。
なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。
- d. 信託期限は平成35年8月5日までです。
原則として、この期間はいつでも取得・換金のお申込みができます。（ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、お申込みはできません。）

(2) 【ファンドの仕組み】
 ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- a. 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）
 信託財産の運用指図、受益証券の発行等を行います。
- b. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
 信託財産の管理業務等を行います。
- c. 投資顧問会社（ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー）
 ファンドおよびマザーファンドの運用指図等を行います。
- d. 販売会社
 受益証券の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a. 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
 証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益証券の取扱い方法等が定められています。
- b. 投資一任契約（委託会社と投資顧問会社との契約）
 運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。
- c. 証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
 受益証券の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

a . 資本金（平成18年9月末現在）

26億8千万円

b . 沿革

昭和58年3月 国際投信委託株式会社設立

昭和59年12月 国際投資顧問株式会社設立

平成9年7月 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

c . 大株主の状況（平成18年9月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	3,013株	23.18%
国際土地建物株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,427株	10.97%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	1,400株	10.77%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンド	マザーファンド
ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。	高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

ファンド	マザーファンド
<p>a . エマージング・ソブリン・オープンマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>b . 親投資信託受益証券を通じて、エマージング・カントリーが発行する米国ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）</p> <p>c . グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。</p> <p>d . ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。</p> <p>(a) プレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）</p>	<p>a . エマージング・カントリーが発行する米国ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）</p> <p>b . グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。</p> <p>c . ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。</p> <p>(a) プレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）</p> <p>(b) ユーロ債（米国ドル建・ユーロ</p>

<p>ランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。)</p> <p>(b) ユーロ債 (米国ドル建・ユーロ建)。(ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)</p> <p>(c) 現地米国ドル建債・現地ユーロ建債 (エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)</p> <p>e. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲で行います。</p> <p>(a) エマージング・カントリー単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。</p> <p>(b) ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。</p> <p>(c) ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。</p> <p>(d) エマージング・カントリーの同一企業 (政府関連機関を含みます。) が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>(e) エマージング・カントリーの現地通貨建資産への実質投資は、行いません。</p> <p>f. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、米国ドル建資産以外の実質外貨建資産については、実質的に米国ドル建となるように為替取引を行う場合があります。</p> <p>g. 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。</p> <p>h. 投資対象国における非常事態 (金融危</p>	<p>建)。(ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)</p> <p>(c) 現地米国ドル建債・現地ユーロ建債 (エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)</p> <p>d. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲で行います。</p> <p>(a) エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。</p> <p>(b) ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。</p> <p>(c) ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。</p> <p>(d) エマージング・カントリーの同一企業 (政府関連機関を含みます。) が発行する債券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>(e) エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。</p> <p>e. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、米国ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米国ドル建となるように為替取引を行う場合があります。</p> <p>f. 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。</p> <p>g. 投資対象国における非常事態 (金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。) の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等</p>
---	---

<p>機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p> <p>i . 運用委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、親投資信託の運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。</p>	<p>の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p> <p>h . 運用委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。</p>
---	--

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

ファンド	マザーファンド
<p>親投資信託受益証券を通じて、エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。</p>	<p>エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。</p>

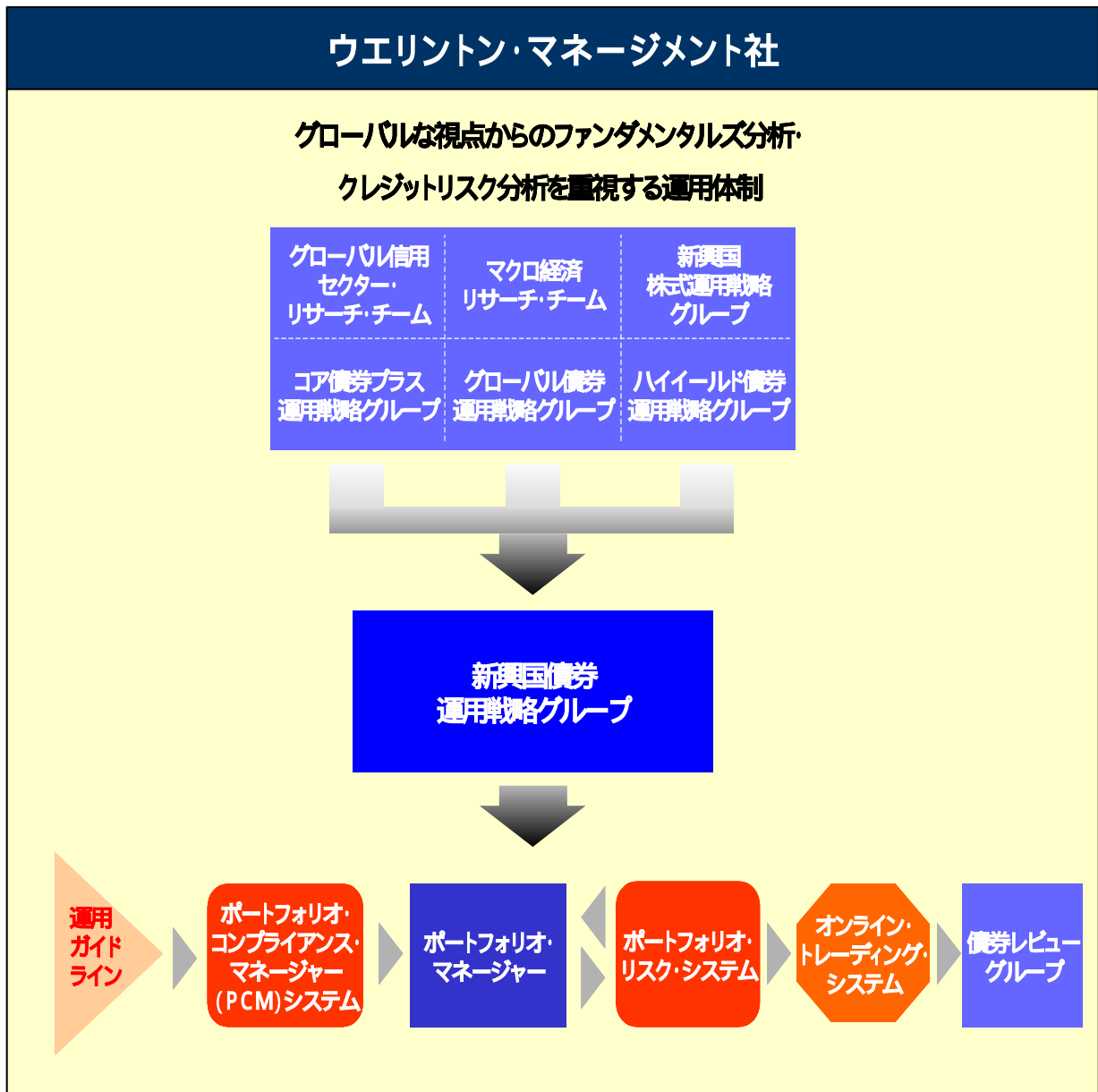
* くわしくは、投資信託約款を参照してください。

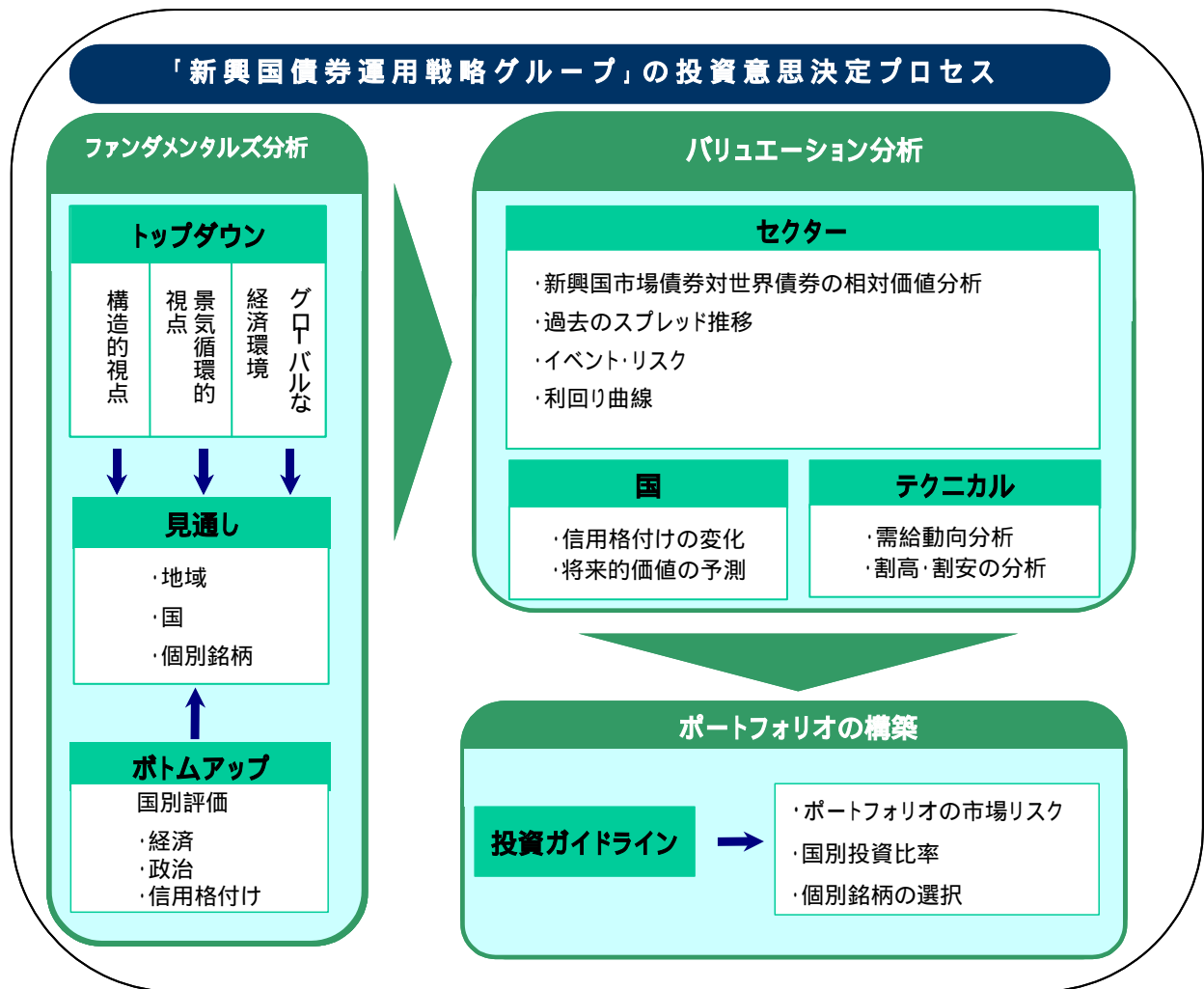
(3) 【運用体制】

委託会社は、運用の指図に関する権限の全部または一部をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（以下「ウエリントン・マネージメント社」といいます。）に委託します。ウエリントン・マネージメント社および委託会社の運用体制は次の通りです。

ウエリントン・マネージメント社の運用体制

ファンドは、グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジット分析を重視する運用体制で行います。





委託会社の運用体制

- a. 外部委託運用部の役割
ウエリントン・マネージメント社の運用が、ファンドの運用ガイドラインを遵守して行われているかを日々チェックします。
- b. リーガル・コンプライアンス部の役割
ファンドの運用について、法令等の遵守状況に関し、定期的にチェックします。
- c. リスク管理部の役割
ファンドのパフォーマンス測定を定期的に行うと共に、パフォーマンス評価を随時行います。その評価結果については運用部および関係各部を通じてウエリントン・マネージメント社に通知することがあります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎月5日（休業日のときは翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

- a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b . 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

c . 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a . 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から、販売会社において、受益者に支払います。

b . 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）から支払います。

なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益の分配方式

a . 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b . 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（5）【投資制限】

ファンドに関する主な投資制限

- a . 親投資信託への投資（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(1)）
親投資信託への投資割合は、制限を設けません。
- b . 株式への投資（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(2)）
株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- c . 新株引受権証券等への投資（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(3)）
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- d . 同一銘柄の株式への投資制限（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(4)）
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- e . 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(5)）
同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- f . 外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(8)）
外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

マザーファンドに関する主な投資制限

- a . 株式への投資（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(1)）
株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- b . 新株引受権証券等への投資（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(2)）
新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- c . 同一銘柄の株式への投資制限（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(3)）
同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- d . 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(4)）
同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- e . 外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針 3 . 投資制限(7)）
外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

* くわしくは、投資信託約款を参照してください。

法令による投資制限

- a . 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第16条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。
- b . 先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項

第5号)

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の(a)および(b)に掲げる額ならびに(c)および(d)に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

- (a) 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損
- (b) 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使にともない発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- (c) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- (d) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

* 平成18年9月末現在、「エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)」以外で「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」に投資を行っている他のファンド(投資を行う予定の他のファンドを含みます。)は以下の通りです。また、今後も「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

- 「エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)」
- 「エマージング・ソブリン・ファンド」
- 「グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)」

3【投資リスク】

(1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。
(主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

組入れられた有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、ファンドの基準価額の変動要因となります。

ファンドは米国ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション*が長いほど大きくなります。

* デュレーションとは、「債券の平均回収期間」および「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味します。

信用リスク（デフォルト・リスク）

発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

一般的に、新興国の発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a．先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率などの経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b．政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化、海外からの投資規制導入等の可能性があります。
- c．海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
- d．先進国と比較して情報開示に係わる制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量などの状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性があります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受けファンドの基準価額が変動することがあります。

ベンチマークについての留意点

「JPMorgan EMBI Global Diversified（円換算）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることがを保証するものではありません。また、当該ベンチマークが下落（上昇）する局面では、通常、ファンドの基準価額も下落（上昇）します。

運用指図の権限委託に関わる留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。

なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

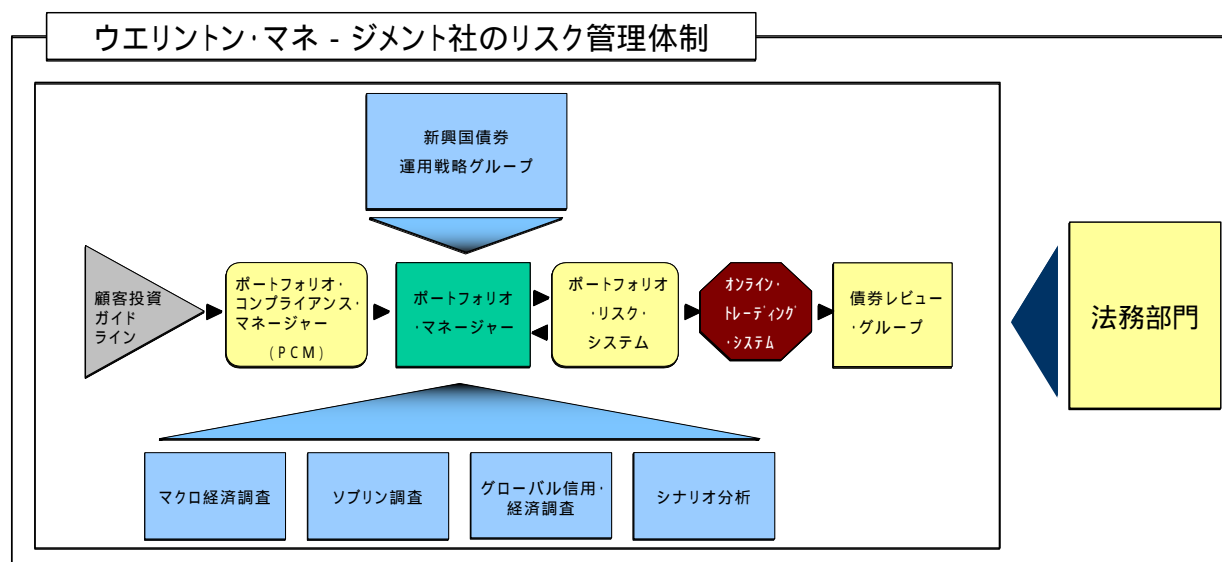
その他の主な留意点

- a. 受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合には、解約資金を手当てするために保有債券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、ファンドの基準価額が大きく変動することがあります。
- b. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c. 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- d. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社は、運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント社に委託します。

ウエリントン・マネージメント社および委託会社では、ファンドの運用ガイドラインの遵守状況およびファンドの運用に係るリスクを多面的に管理します。



ウエリントン・マネージメント社におけるリスク管理体制

コンプライアンスおよびポートフォリオ管理をポートフォリオ運用プロセスの重要な一部と位置づけており、ポートフォリオ・マネジメント部門、債券レビュー・グループ、法務部門の3部門が関与します。

a. ポートフォリオ・マネジメント部門

ポートフォリオ・マネジメント・グループは、すべての取引を執行する前に各取引に含まれるリスクを検証します。各取引は個別にチェックが行われるだけでなく、既存ポートフォリオに与える影響についても検討され、取引執行後のポートフォリオが運用ガイドラインのリスク許容度の範囲内であるか、各運用戦略グループの方針と合致しているかを確認します。このプロセスにより、ポートフォリオ・マネジメント・グループは運用ガイドラインに抵触する恐れのある取引を執行前に把握することが可能となります。ウエリントン・マネージメント社では、ポートフォリオ・マネジメント・グループによる管理に加え、イントラネットをベースに、独自の最先端技術を用いたコンプライアンス管理システム、「ポートフォリオ・コンプライアンス・マネージャー」（以下「PCM」といいます。）を導入しています。PCMはコンプライアンス管理において重要な二つの機能を有しています。まず、PCMは各取引執行前にポートフォリオ・レベルで

運用ガイドラインへの抵触がないかを検証します。このPCMによる検証は、前記のポートフォリオ・マネジメント・グループによる取引前のチェックに追加して行います。次に、PCMはポートフォリオの保有銘柄の検証を日々行い、運用ガイドラインが遵守されていることを確認します。

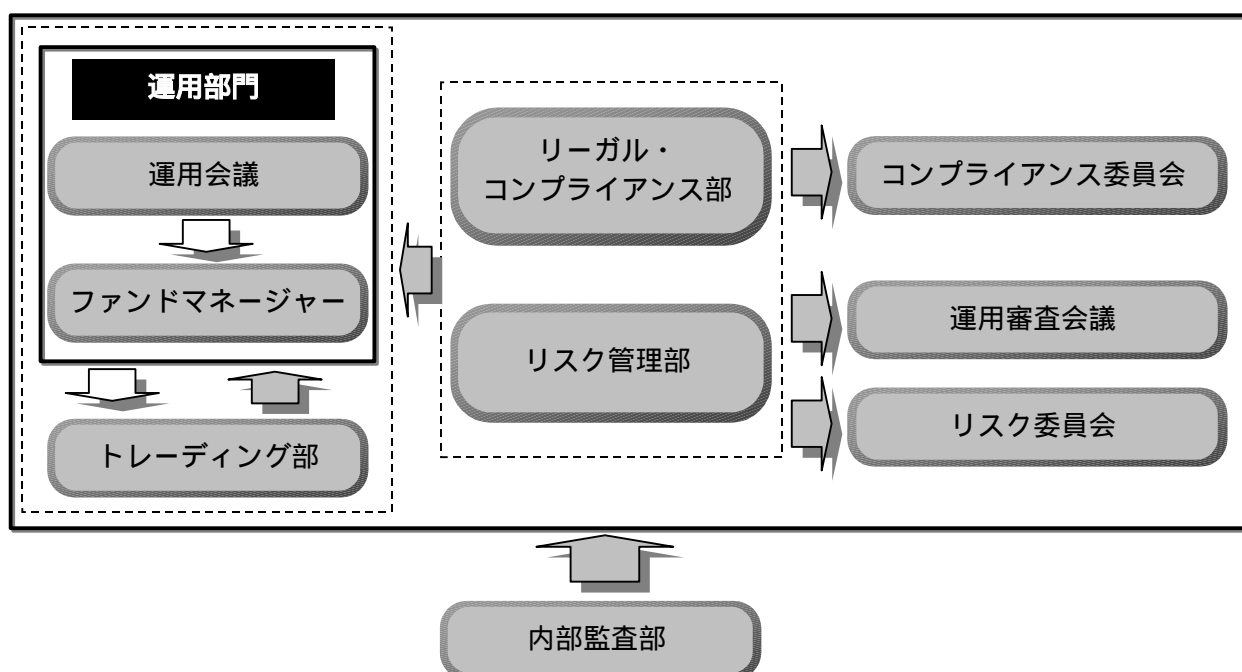
b. 債券レビュー・グループ

債券レビュー・グループは毎月会合を開催し、投資目標、制約条件といった「運用ガイドライン」と整合が取れた運用が行われているか、各運用戦略グループの投資戦略に則って運用されているかを検証します。

c. 法務部門

法務部門は、契約書の見直し、個人取引の規制、ウエリントン・マネージメント社独自の倫理規定の整備を行います。

委託会社のリスク管理体制図



委託会社におけるリスク管理体制

多面的に投資リスク管理を行っています。

a. 外部委託運用部

運用ガイドラインとの整合性のチェックを行います。

b. リーガル・コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

c. リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善方法等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

d. 内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかり

ます。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- * コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
 - * 運用審査会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
 - * リスク委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- * 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

取得から換金・償還までの間に直接あるいは間接的に負担となる費用・税金は以下の通りです。

時期	項目	費用・税金
直接負担		
申込み時	申込手数料	(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して
		1億口未満の場合 上限3.15% (税抜3.00%)
		1億口以上5億口未満の場合 上限2.10% (税抜2.00%)
		5億口以上の場合 上限1.05% (税抜1.00%)
		(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して
		1億円未満の場合 上限3.15% (税抜3.00%)
		1億円以上5億円未満の場合 上限2.10% (税抜2.00%)
		5億円以上の場合 上限1.05% (税抜1.00%)
		(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して
1億円未満の場合 上限3.15% (税抜3.00%)		
1億円以上5億円未満の場合 上限2.10% (税抜2.00%)		
5億円以上の場合 上限1.05% (税抜1.00%)		
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。
換金時		
解約	所得税および地方税	個別元本超過額に対して課税されます。
	換金手数料	(かかりません) 0
	信託財産留保額	基準価額に対して 0.5%
買取り	所得税相当額	(一定の要件の下で差引かれませんが)
	換金手数料	(かかりません) 0
	信託財産留保相当額	基準価額に対して 0.5%
償還時	所得税および地方税	個別元本超過額に対して課税されます。
間接負担		
保有時 (毎日)	信託報酬	純資産総額に対して年1.6485% (税抜1.5700%)
	監査費用	純資産総額に対して年0.0042% (税抜0.0040%) 以内
	その他	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等

* 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他(国内において発生するものに限ります。)については、消費税等相当額を含みます。

* 課税の取扱いについては、「(5) 課税上の取扱い」を参照してください。

(注) 税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

(1) 【申込手数料】

(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億口以上5億口未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億口以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込代金*に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込金額*に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)

申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額となります。

* 「申込代金」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した金額をいいます。

* 「申込金額」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額をいいます。

償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込み場合(以下「償還乗換え*」といいます。)には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。)で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。(償還乗換え優遇)

* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(注)をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込み場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

(注) 信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益証券の買取代金または解約金を含みます。

販売会社によっては、「エマーシング・ソブリン・オープン(1年決算型)」からの乗換え(以下「スイッチング」といいます。)による取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は無手数料とします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドは、信託財産留保額が差引かれ、個別元本超過額に対して課税されます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについても無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保（相当）額として、解約（買取り）の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。（販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約（買取り）についても同様とします。）

(3) 【信託報酬等】

a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.6485%（税抜1.5700%）の率を乗じて得た額とします。

b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成18年9月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	受託会社	販売会社
年1.6485% (税抜1.5700%)	年0.9450% (税抜0.9000%)	年0.0735% (税抜0.0700%)	年0.6300% (税抜0.6000%)

* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

なお、委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

当該投資顧問報酬は、委託会社が受ける報酬から毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に、ファンドの純資産総額とエマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）、エマージング・ソブリン・ファンドおよびグローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）（ファンドのエマージング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券に係る純資産総額）の純資産総額とを合算した額に応じて段階的に定める次に掲げる率に応じて求めた率を乗じて得た額とします。

100億円以下の部分に対して	年0.55%
100億円超300億円以下の部分に対して	年0.50%
300億円超500億円以下の部分に対して	年0.45%
500億円超1,000億円以下の部分に対して	年0.40%
1,000億円超の部分に対して	年0.35%

(4) 【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

a．信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

b．信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0042%（税抜0.0040%））以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

a . 収益分配金に対する課税

(a) 平成16年 1 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、10% (所得税 7 % および地方税 3 %) の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

配当控除の適用はありません。

(b) 平成20年 4 月 1 日から

前記「(a) 平成16年 1 月 1 日から平成20年 3 月31日まで」に記載の源泉徴収税率の10% (所得税 7 % および地方税 3 %) が20% (所得税 15 % および地方税 5 %) となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

b . 解約時および償還時の課税

(a) 平成16年 1 月 1 日から平成20年 3 月31日まで

解約時および償還時の解約金および償還金が個別元本を上回っている場合にはその超過額について、10% (所得税 7 % および地方税 3 %) の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い総合課税を選択することもできます。

解約時および償還時の解約金および償還金が個別元本を下回っている場合には、確定申告を行うことにより当該損失額を株式等と損益通算することが可能となり、その年に控除しきれない損失については、翌年以降 3 年間にわたり繰越控除の対象とすることができます。

配当控除の適用はありません。

(b) 平成20年 4 月 1 日から

前記「(a) 平成16年 1 月 1 日から平成20年 3 月31日まで」に記載の源泉徴収税率の10% (所得税 7 % および地方税 3 %) が20% (所得税 15 % および地方税 5 %) となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

c . 買取り時の課税等

(a) 平成16年 4 月 1 日から平成19年12月31日まで

買取りの際の手取額については、買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額 (所得税) に相当する額 (個別元本等超過額の 7 %) を差引いた額とします (源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引かれません。) 。地方税相当額は差引かれません。

買取差益については、譲渡所得として10% (所得税 7 % および地方税 3 %) の申告分離課税の対象となり、原則として確定申告を行うことが必要です。

確定申告を行うことにより、買取りによる損益を株式等の譲渡損益として通算することが可能となり、その年に控除しきれない損失については、翌年以降 3 年間

にわたり繰越控除の対象とすることができます。

(b) 平成20年1月1日から

前記「(a) 平成16年4月1日から平成19年12月31日まで」に記載の買取りについては、源泉徴収額に相当する額である個別元本等超過額の7%が15%となり、買取差益についての譲渡所得の10% (所得税7%および地方税3%) が20% (所得税15%および地方税5%) となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

法人の受益者に対する課税

a. 収益分配金、解約時および償還時の課税

(a) 平成16年1月1日から平成20年3月31日まで

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、7% (所得税) の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税は源泉徴収されません。なお、税額控除制度が適用されます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

益金不算入制度は適用されません。

(b) 平成20年4月1日から

前記「(a) 平成16年1月1日から平成20年3月31日まで」に記載の源泉徴収税率の7%が15%となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

b. 買取り時の課税等

(a) 平成16年4月1日から平成19年12月31日まで

買取りの際の手取額については、買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額 (所得税) に相当する額 (個別元本等超過額の7%) を差引いた額とします (源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引かれません。)。地方税相当額は差引かれません。なお、益金不算入制度は適用されません。また、当該源泉徴収額 (所得税) に相当する額は税金でないため税額控除はありません。

(b) 平成20年1月1日から

前記「(a) 平成16年4月1日から平成19年12月31日まで」に記載の源泉徴収額に相当する額が個別元本等超過額の7%が15%となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

個別元本について

- a. 受益者毎の信託時の受益証券の価額等 (申込手数料 (消費税等相当額を含みます。)) は含まれていません。) が当該受益者の元本 (個別元本) にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a . 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b . 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

- * 税制が改正された場合等は、前記の内容が変更になることがあります。
- * 買取価額につきましては、買取請求を行った販売会社に確認してください。
- * 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認してください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成18年9月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	50,461,617,984	99.39
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		308,083,812	0.61
合計(純資産総額)		50,769,701,796	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド 投資状況

(平成18年9月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)	
公社債		68,394,173,801	94.41	
国債証券	マレーシア	1,092,954,186	1.51	
	フィリピン	4,655,043,474	6.43	
	インドネシア	696,303,302	0.96	
	アルゼンチン	4,603,407,021	6.35	
	メキシコ	3,101,749,806	4.28	
	ブラジル	6,875,155,349	9.49	
	チリ	47,254,320	0.07	
	トルコ	4,792,640,895	6.62	
	エクアドル	578,569,195	0.80	
	コロンビア	3,649,112,582	5.04	
	ペルー	3,569,302,948	4.93	
	南アフリカ	1,820,243,362	2.51	
	トリニダードトバゴ	132,072,782	0.18	
	ウルグアイ	2,261,152,311	3.12	
	ベネズエラ	4,504,353,847	6.22	
	ロシア	8,059,676,288	11.13	
	ドミニカ共和国	474,478,253	0.65	
	ベトナム	90,004,619	0.12	
	エルサルバドル	843,527,340	1.16	
	パナマ	3,188,588,168	4.40	
	カタール	157,308,075	0.22	
	ウクライナ	1,702,086,432	2.35	
	小計	56,894,984,555	78.54	
	特殊債券	マレーシア	2,864,448,391	3.95
		フィリピン	350,457,798	0.48
メキシコ		1,526,022,012	2.11	
ブラジル		384,585,968	0.53	
チリ		2,404,095,945	3.32	
韓国		520,506,713	0.72	
トリニダードトバゴ		840,473,496	1.16	
チュニジア		210,236,922	0.29	
ロシア		1,060,739,190	1.46	
中国		137,297,669	0.19	
カザフスタン		985,989,106	1.36	
カタール		214,336,036	0.30	
小計		11,499,189,246	15.87	
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		4,048,128,954	5.59	
合計(純資産総額)		72,442,302,755	100.00	

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

* その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

(平成18年9月29日現在)

取引所	種類 / 名称等	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	3,188,210,390	3,195,203,803	4.41
	ユーロ	304,578,456	303,896,250	0.42
	売建			
	アメリカ・ドル	304,578,456	304,095,718	0.42
	ユーロ	2,775,261,390	2,781,873,710	3.84

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(全銘柄)

(平成18年9月29日現在)

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	エマージング・ソブリン・ オープン マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	34,144,135,587	1.4458	49,367,762,494	1.4779	50,461,617,984	99.39

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成18年9月29日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.39
合計		99.39

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド
 投資有価証券の主要銘柄
 (評価額上位30銘柄)

(平成18年9月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	券面総額	帳簿価額		評価額			利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	金額 (円)			
1	ロシア	国債証券	RUSSIA STP REGS '300331	アメリカ・ドル	38,400,000	110.27	42,347,026.50	111.93	42,981,158.38	5,067,478,573	5.0	2030/3/31	6.99
2	アルゼンチン	国債証券	ARGENTINA EMDCF '120803	アメリカ・ドル	28,260,000	63.03	17,812,335.75	70.30	19,866,780.00	2,342,293,362	5.59	2012/8/3	3.23
3	フィリピン	国債証券	PHILIPPINES GBL '170118	アメリカ・ドル	16,330,000	115.37	18,840,737.50	118.00	19,269,400.00	2,271,862,260	9.375	2017/1/18	3.13
4	コロンビア	国債証券	COLOMBIA REP '120123	アメリカ・ドル	12,735,000	116.37	14,820,351.00	116.60	14,849,010.00	1,750,698,279	10.0	2012/1/23	2.41
5	マレーシア	特殊債券	PENERBANGAN MY BD '160315	アメリカ・ドル	14,590,000	98.00	14,298,563.01	100.72	14,695,150.13	1,732,558,200	5.625	2016/3/15	2.39
6	ブラジル	国債証券	BRAZIL REPUBLIC '191014	アメリカ・ドル	12,240,000	117.81	14,420,016.00	118.80	14,541,120.00	1,714,398,048	8.875	2019/10/14	2.36
7	ベネズエラ	国債証券	VENEZUELA REP '160226	アメリカ・ドル	15,675,000	91.90	14,405,325.00	92.35	14,475,862.50	1,706,704,188	5.75	2016/2/26	2.35
8	ブラジル	国債証券	BRAZIL REPUBLIC '180115	アメリカ・ドル	12,220,000	109.12	13,335,370.00	109.80	13,417,560.00	1,581,930,324	8.0	2018/1/15	2.18
9	パナマ	国債証券	PANAMA REPUBLIC '360126	アメリカ・ドル	11,656,000	96.25	11,218,900.00	100.00	11,656,000.00	1,374,242,400	6.7	2036/1/26	1.89
10	トルコ	国債証券	TURKEY REPUBLIC '160926	アメリカ・ドル	11,680,000	99.09	11,574,287.50	98.50	11,504,800.00	1,356,415,920	7.0	2016/9/26	1.87
11	ロシア	国債証券	RUSSIA MOF V '080514	アメリカ・ドル	11,820,000	95.66	11,307,791.00	96.18	11,368,476.00	1,340,343,320	3.0	2008/5/14	1.85
12	ペルー	国債証券	PERU REPUBLIC GBL '331121	アメリカ・ドル	9,155,000	118.92	10,887,912.50	123.30	11,288,115.00	1,330,868,758	8.75	2033/11/21	1.83
13	南アフリカ	国債証券	SOUTH AFRICA REP '090519	アメリカ・ドル	10,060,000	108.50	10,915,100.00	109.00	10,965,400.00	1,292,820,660	9.125	2009/5/19	1.78
14	ウクライナ	国債証券	UKRAINE GOVT REGS '151013	ユーロ	8,555,000	94.31	8,068,343.50	94.00	8,041,700.00	1,204,405,409	4.95	2015/10/13	1.66
15	メキシコ	国債証券	UTD MEXICAN STS '170115	アメリカ・ドル	10,210,000	99.02	10,110,843.00	99.05	10,113,005.00	1,192,323,289	5.625	2017/1/15	1.64
16	トルコ	国債証券	TURKEY REPUBLIC '360317	アメリカ・ドル	10,440,000	91.91	9,595,959.38	91.25	9,526,500.00	1,123,174,350	6.875	2036/3/17	1.55
17	ロシア	特殊債券	VTB BANK CAPITAL '111012	アメリカ・ドル	8,435,000	105.46	8,895,725.00	106.66	8,996,939.70	1,060,739,190	7.5	2011/10/12	1.46
18	メキシコ	国債証券	UTD MEXICAN STS '340927	アメリカ・ドル	8,025,000	103.15	8,277,787.50	106.50	8,546,625.00	1,007,647,087	6.75	2034/9/27	1.39
19	ブラジル	国債証券	BRAZIL REPUBLIC '400817	アメリカ・ドル	6,320,000	129.48	8,183,510.00	130.30	8,234,960.00	970,901,784	11.0	2040/8/17	1.34
20	ブラジル	国債証券	BRAZIL REPUBLIC '340120	アメリカ・ドル	6,920,000	113.00	7,819,600.00	114.75	7,940,700.00	936,208,530	8.25	2034/1/20	1.29
21	ウルグアイ	国債証券	URUGUAY REP '110215	アメリカ・ドル	7,495,000	102.42	7,677,042.50	102.85	7,708,607.50	908,844,824	7.25	2011/2/15	1.25
22	エルサルバドル	国債証券	EL SALVADOR REGS '350615	アメリカ・ドル	6,640,000	102.48	6,805,200.00	107.75	7,154,600.00	843,527,340	7.65	2035/6/15	1.16
23	チリ	特殊債券	CODELCO INC REGS '141015	アメリカ・ドル	7,245,000	92.73	6,718,856.65	94.84	6,871,158.00	810,109,528	4.75	2014/10/15	1.11
24	マレーシア	特殊債券	PETRONAS REGS '120522	アメリカ・ドル	6,255,000	106.21	6,643,920.30	107.82	6,744,297.37	795,152,659	7.0	2012/5/22	1.09

25	ペルー	国債証券	PERU REPUBLIC PDI '170307	アメリカ・ドル	6,775,400	98.53	6,676,168.32	99.00	6,707,646.00	790,831,463	5.0	2017/3/7	1.09
26	マレーシア	国債証券	MALAYSIA REPUBLIC '110 715	アメリカ・ドル	6,090,000	108.34	6,598,405.68	108.96	6,635,998.95	782,384,276	7.5	2011/7/15	1.08
27	トリニダード トバゴ	特殊債券	NATIONAL GAS CO '360115	アメリカ・ドル	6,625,000	94.07	6,232,448.67	97.53	6,461,998.50	761,869,623	6.05	2036/1/15	1.05
28	パナマ	国債証券	PANAMA REPUBLIC '120723	アメリカ・ドル	5,270,000	114.75	6,047,325.00	117.25	6,179,075.00	728,512,942	9.375	2012/7/23	1.00
29	フィリピン	国債証券	PHILIPPINES GBL '310114	アメリカ・ドル	5,859,000	99.14	5,809,004.60	104.25	6,108,007.50	720,134,084	7.75	2031/1/14	0.99
30	ベネズエラ	国債証券	VENEZUELA REP GBL '130919	アメリカ・ドル	4,830,000	122.20	5,902,470.00	122.40	5,911,920.00	697,015,368	10.75	2013/9/19	0.96

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成18年9月29日現在)

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
外国	国債証券	78.54
	特殊債券	15.87
合計		94.41

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成18年9月29日現在)

取引所	種類 / 名称等	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	3,188,210,390	3,195,203,803	4.41
	ユーロ	304,578,456	303,896,250	0.42
	売建			
	アメリカ・ドル	304,578,456	304,095,718	0.42
	ユーロ	2,775,261,390	2,781,873,710	3.84

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成18年9月29日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1 特定期間（平成16年2月5日）	7,450	7,644	9,599	9,849
第2 特定期間（平成16年8月5日）	9,094	9,374	9,777	10,077
第3 特定期間（平成17年2月7日）	13,877	14,295	9,951	10,251
第4 特定期間（平成17年8月5日）	19,719	20,312	10,640	10,960
第5 特定期間（平成18年2月6日）	36,548	37,737	11,679	12,059
第6 特定期間（平成18年8月7日）	44,981	46,701	10,996	11,416
平成17年9月末日	25,052		11,099	
平成17年10月末日	27,682		11,069	
平成17年11月末日	31,063		11,614	
平成17年12月末日	32,958		11,548	
平成18年1月末日	35,804		11,622	
平成18年2月末日	38,364		11,633	
平成18年3月末日	40,034		11,510	
平成18年4月末日	40,368		11,123	
平成18年5月末日	40,051		10,669	
平成18年6月末日	42,077		10,775	
平成18年7月末日	44,641		11,084	
平成18年8月末日	48,523		11,469	
平成18年9月末日	50,769		11,555	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1特定期間	自 平成15年8月8日 至 平成16年2月5日	250
第2特定期間	自 平成16年2月6日 至 平成16年8月5日	300
第3特定期間	自 平成16年8月6日 至 平成17年2月7日	300
第4特定期間	自 平成17年2月8日 至 平成17年8月5日	320
第5特定期間	自 平成17年8月6日 至 平成18年2月6日	380
第6特定期間	自 平成18年2月7日 至 平成18年8月7日	420

【収益率の推移】

	計算期間	収益率(%)
第1特定期間	自 平成15年8月8日 至 平成16年2月5日	1.5
第2特定期間	自 平成16年2月6日 至 平成16年8月5日	5.0
第3特定期間	自 平成16年8月6日 至 平成17年2月7日	4.8
第4特定期間	自 平成17年2月8日 至 平成17年8月5日	10.1
第5特定期間	自 平成17年8月6日 至 平成18年2月6日	13.3
第6特定期間	自 平成18年2月7日 至 平成18年8月7日	2.3
	自 平成18年8月8日 至 平成18年9月29日	5.1

(注) 収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落)を基準とした、各特定期間末の基準価額(分配付)の上昇(または下落)率をいいます。

なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、取得の申込みはできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の取得申込みについても、同様とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込単位

（当初元本1口＝1円）

a. 「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

b. 「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。（販売会社がスイッチングを取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、販売会社が別に定める単位とします。）

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

申込手数料

(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億口以上5億口未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億口以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)

申込手数料は消費税等相当額を含みます。

ただし、償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。（償還乗換え優遇）

なお、販売会社によってはスイッチングによる取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は無手数料とします。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについても無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

ただし、販売会社がスイッチングを取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。

払込期日

投資者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

保護預り

a. 「分配金受取コース」

受益証券は、販売会社との保護預り契約に基づき、販売会社の保護預りとすることができ、その場合の受益証券は混蔵保管されます。

b. 「自動けいぞく投資コース」

「自動けいぞく投資契約」に基づき、受益証券についてはすべて販売会社の保護預りとなり、混蔵保管されます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

(2) 換金（解約）手続等

換金（解約または買取り）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、換金の請求はできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）なお、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受けた換金請求の受付を取消することがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額（または買取価額）は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額（または買取価額）とします。

解約価額（または買取価額）は、販売会社において確認できます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点で保護預りとしている受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行します。受益証券を所持し、平成19年1月4日以降も引き続き所持した場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

解約

a. 解約単位

販売会社が定める単位とします。

b. 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

c. 解約手数料

かかりません。

d. 信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

e. 解約代金

解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が個別元本を超過した額に対してがかかります。）を差引いた額となります。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約につ

いても同様とします。

f . 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

g . 大口解約の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

買取り

a . 買取単位

販売会社が定める単位とします。

b . 買取価額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額（所得税）に相当する額を差引いた価額とします。（源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引かれません。）

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。

c . 買取手数料

かかりません。

d . 信託財産留保相当額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。

e . 買取代金

買取りの受付日の翌営業日の買取価額となります。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。

f . 支払日

買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

g . 大口買取りの制限

原則として1日1件5億円を超える買取りは行えないものとします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。

買取りにつきましては、販売会社に確認してください。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日に

おける受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。(ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。)

* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「エマ毎月」として掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311 (フリーダイヤル)

(受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時(半休日のときは午前9時～正午))

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(2) 信託期間

平成15年8月8日から平成35年8月5日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。その場合において、あらかじめ、更新しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(3) 計算期間

毎月6日から翌月5日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(4) その他

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- e. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその

理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- g . d . から f . までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1 ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i . 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j . 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1 ヶ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
- k . 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b . 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1 ヶ月を下らないものとします。
- d . 1 ヶ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a . から e . までの規定にしたがいます。
- g . 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして a . から e . までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、b . の書面の交付を原則として行いません。

第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの財務諸表は、新日本監査法人による監査を受けており、監査報告書は有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に添付されています。

1【貸借対照表】

区分	第5 特定期間末 (平成18年2月6日現在)	第6 特定期間末 (平成18年8月7日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	460,894,618	483,782,966
親投資信託受益証券	36,475,798,491	44,909,104,561
未収利息	7	3,277
流動資産 合計	36,936,693,116	45,392,890,804
資産合計	36,936,693,116	45,392,890,804
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	219,057,969	286,359,723
未払解約金	119,790,952	59,631,488
未払受託者報酬	2,190,520	2,921,139
未払委託者報酬	46,939,746	62,595,843
その他未払費用	125,164	166,910
流動負債 合計	388,104,351	411,675,103
負債合計	388,104,351	411,675,103
純資産の部		
元本等		
元本	31,293,995,619	40,908,531,943
剰余金		
期末剰余金	5,254,593,146	4,072,683,758
(分配準備積立金)	(3,412,817,854)	(2,514,255,930)
純資産合計	36,548,588,765	44,981,215,701
負債・純資産合計	36,936,693,116	45,392,890,804

2【損益及び剰余金計算書】

区分	第5 特定期間 自 平成17年8月6日 至 平成18年2月6日	第6 特定期間 自 平成18年2月7日 至 平成18年8月7日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	704	43,574
有価証券売買等損益	3,813,055,137	489,478,729
営業収益合計	3,813,055,841	489,435,155
営業費用		
受託者報酬	10,315,235	14,875,703
委託者報酬	221,040,630	318,765,022
その他費用	589,383	849,977
営業費用合計	231,945,248	334,490,702
営業利益金額又は営業損失金額()	3,581,110,593	823,925,857
経常利益金額又は経常損失金額()	3,581,110,593	823,925,857
当期純利益金額又は当期純損失金額()	3,581,110,593	823,925,857
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	4,610,081	2,116,117
期首剰余金	1,185,540,514	5,254,593,146
剰余金増加額	1,834,066,394	1,767,162,676
当期追加信託に伴う剰余金増加額	1,834,066,394	1,767,162,676
剰余金減少額	345,231,833	559,900,470
当期一部解約に伴う剰余金減少額	345,231,833	559,900,470
分配金	996,282,441	1,563,129,620
期末剰余金	5,254,593,146	4,072,683,758

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5特定期間 自 平成17年8月6日 至 平成18年2月6日	第6特定期間 自 平成18年2月7日 至 平成18年8月7日
<p>1. 運用資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 費用・収益の計上基準</p> <p>3. 表示</p>	<p>親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。</p> <p>有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>親投資信託受益証券 同左</p> <p>有価証券売買等損益の計上基準 同左</p> <p>平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。</p> <p>(1) 貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。</p>
<p>4. その他</p>	<p>当ファンドの特定期間は当期末が休日のため、平成17年8月6日から平成18年2月6日までとなっております。</p>	<p>当ファンドの特定期間は前期末及び当期末が休日のため、平成18年2月7日から平成18年8月7日までとなっております。</p>

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 投資信託受益証券の名義書換等

委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

また、記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求することができます。ただし、名義書換の手続きは、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

なお、当該手続きの取扱機関等は以下の通りです。

取扱機関 国際投信投資顧問株式会社

取扱場所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

受益証券の保管を販売会社に委託している場合には、当該販売会社において受け取るものとします。

2 受益者等名簿

受益者等名簿は作成しません。

ただし、記名式へ変更した場合には作成します。

3 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益証券の再発行

(1) 委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(2) 委託会社は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(3) 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前記の規定を準用します。

(4) 委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この

信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

証券取引法第13条第2項第2号に規定する詳細情報を記載した目論見書（投資信託説明書（請求目論見書））に記載している項目の一覧は次の通りです。

なお、当該内容は金融庁のE D I N E T（電子開示システム）および委託会社のホームページで閲覧することができます。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

資産総額

負債総額

純資産総額（ - ）

発行済数量

1 単位当たり純資産額（ / ）

第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）
約 款

国際投信投資顧問株式会社

追加型証券投資信託
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第17条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券を通じて、エマージング・カンTRIESのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 親投資信託受益証券を主要投資対象とします。
- ② 親投資信託受益証券を通じて、エマージング・カンTRIESが発行する米国ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）
- ③ グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- ④ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
 - イ. ブレディ債（エマージング・カンTRIESの政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）
 - ロ. ユーロ債（米国ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カンTRIESの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
 - ハ. 現地米国ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カンTRIESの政府または政府関連機関等が、自国市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- ⑤ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
 - イ. エマージング・カンTRIES単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ロ. ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ハ. ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
 - ニ. エマージング・カンTRIESの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ホ. エマージング・カンTRIESの現地通貨建資産への実質投資は、行いません。
- ⑥ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、米国ドル建資産以外の実質外貨建資産については、実質的に米国ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- ⑦ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

- ⑧ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- ⑨ 運用委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、親投資信託の運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

3. 投資制限

- (1) 親投資信託への投資割合は、制限を設けません。
- (2) 株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (6) 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- (7) スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- (8) 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

4. 収益分配方針

毎月5日（ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第1期の決算日は平成15年10月6日とします。

- (1) 分配対象収益額の範囲
経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配対象収益についての分配方針
委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。
- (3) 留保益の運用方針
留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託 エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型） 約款

信託の種類、委託者 および受託者 信託事務の委託	第1条 この信託は、証券投資信託であり、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
	第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。
信託の目的および金額	第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
信託金の限度額	第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。 ② 追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。 ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
信託期間 受益証券の取得申込みの 勧誘の種類	第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成35年8月5日までとします。 第6条 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。 ② この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。
当初の受益者	第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
受益権の分割 および再分割	第8条 委託者は、第3条に規定する受益権については、500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
追加信託の価額および 口数、基準価額の計算方法	第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。 ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
信託日時の異なる 受益権の内容	第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。
受益証券の発行	第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。
受益証券の発行に ついての受託者の認証	第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。
受益証券の申込単位	第13条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をい

い、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。) および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第11条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万円以上1円単位または1万口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとし、ただし、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益証券の取得申込者に限り1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとし、

② 前項の規定にかかわらず、前項の取得申込日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合には、受益証券の取得申込みの受付は行いません。

③ 第1項の場合の受益証券の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に第4項に規定する率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口につき1円に、1円に第4項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、以下に定める手数料率を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る手数料の額は、1口につき1円に、以下の第2号に定める手数料率を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

1. (手数料率) 取得申込口数に応じて

1億口未満の場合	3.0%
1億口以上5億口未満の場合	2.0%
5億口以上の場合	1.0%

2. (手数料率) 取得申込総額に応じて

1億円未満の場合	3.0%
1億円以上5億円未満の場合	2.0%
5億円以上の場合	1.0%

3. (手数料率) 取得申込金額に応じて

1億円未満の場合	3.0%
1億円以上5億円未満の場合	2.0%
5億円以上の場合	1.0%

⑤ 第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。))以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。)にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあつ

ては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関でこの信託に係る受益証券の取得申込みをする場合の1口当たりの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については、取得申込日の翌営業日の基準価額とすることができ、当該取得申込口数のうち償還金取得口数を超える口数については、取得申込日の翌営業日の基準価額に、前項に定める当該申込みに適用される手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑥ 第3項および前項の規定にかかわらず、別に定めるこの信託以外の信託の受益者が、当該信託の受益証券の一部解約金の手取金をもって取得申込みをする場合の受益証券の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

⑦ 第3項および第5項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の取得価額は、決算日の基準価額とします。

受益証券の種類

第14条 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、5,000万口券および1億口券の17種類とします。

② 別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き

第14条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の2 受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。

③ 前項の規定による名義書換の手続きは、第37条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

記名式受益証券譲渡の対抗要件

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者の3 および受託者に対抗することができません。

無記名式受益証券の再交付

第14条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより4 公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

記名式受益証券の再交付

第14条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより5 再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

受益証券を毀損した場合などの再交付

受益証券の再交付の費用

投資の対象とする資産の種類

第14条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の6 定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

第14条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
6. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
7. 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
8. 金銭債権（第1号、次号および第11号に掲げるものに該当するものを除きます。）
9. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
10. 金融先物取引に係る権利
11. 金融デリバティブ取引に係る権利（第2号から第7号までに掲げるものに該当するものを除きます。）
12. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - イ. 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限りします。）
 - ロ. 有価証券
 - ハ. 金銭債権

運用の指図範囲

第16条 委託者（第18条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第19条から第24条まで、第26条、第32条から第35条までについて同じ。）は、信託金を、主として国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたエマージング・ソブリン・オープン マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人の発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。）
9. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利と同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち、第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

運用の基本方針

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

運用の権限委託

第18条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

所在地：米国マサチューセッツ州ボストン市

委託内容：海外の公社債（短期金融商品を含みます。）および為替に関する運用の指図

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第40条に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、この信託の純資産総額に、この信託の純資産総額と別に定める追加型証券投資信託の純資産総額とを合算した額に応じて段階的に定める次に掲げる率に応じて求めた率を乗じて得た額とします。

100億円以下の部分に対して	年1万分の55
100億円超300億円以下の部分に対して	年1万分の50
300億円超500億円以下の部分に対して	年1万分の45
500億円超1,000億円以下の部分に対して	年1万分の40
1,000億円超の部分に対して	年1万分の35

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

④ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の受託を中止することができます。

⑤ 前2項に基づき、第1項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の委託を中止された場合、もしくは受託を中止した場合、委託者は第1項により委託を受けた者と同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

投資する株式の範囲

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および

償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度としま

スワップ取引の運用
指図・目的・範囲

す。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等
への投資制限

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の
指図および範囲

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、貸付時点において、貸付株式および貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する株式および公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図

<p>特別の場合の外貨建 有価証券への投資制限 外国為替予約の指図</p>	<p>を行うものとしします。</p> <p>第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</p>
<p>外貨建資産の円換算 および予約為替の評価</p>	<p>第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p> <p>② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、信託財産に属する為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。</p> <p>③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとしします。</p>
<p>信託業務の委託</p>	<p>第27条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>② 前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。</p> <p>② 受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者を委託先として選定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること 3. 信託財産の保管等を委託する場合には、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること <p>③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとしします。</p>
<p>有価証券の保管</p>	<p>第29条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。</p>
<p>混蔵寄託</p>	<p>第30条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとしします。</p>
<p>信託財産の表示 および記載の省略</p>	<p>第31条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。</p>
<p>有価証券売却等の指図</p>	<p>第32条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約、</p>

再投資の指図	<p>有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。</p> <p>第33条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>
資金の借入れ	<p>第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。</p> <p>② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。</p> <p>③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。</p>
損益の帰属	<p>第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。</p>
受託者による資金の立替え	<p>第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。</p> <p>② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。</p> <p>③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。</p>
信託の計算期間	<p>第37条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとします。ただし、第1計算期間は平成15年8月8日から平成15年10月6日までとします。</p> <p>② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。</p>
信託財産に関する報告	<p>第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。</p> <p>② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。</p>
信託事務の諸費用および監査費用	<p>第39条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p>
信託報酬等の総額	<p>第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1万分の157の率を乗じて得た額とします。</p> <p>② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するも</p>

収益の分配方式

収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責

収益分配金の再投資
収益分配金、償還金および一部解約金の支払い

のとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第42条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日の前日および第44条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第43条 （削除）

第44条 委託者は、収益分配金を毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付を行います。

- ③ 委託者は、償還金を信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

- ④ 委託者は、一部解約金を受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとし、

- ⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に記名し、届出印を押捺しなければなりません。

受益証券の混蔵保管
および返還請求の取扱い

収益分配金および
償還金の時効

受益証券の買取り

- ⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負いません。

第45条 (削除)

第46条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

第46条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、
の2 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもってその受益証券を買取ることができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、買取請求日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合には、当該請求に応じないものとします。

- ③ 受益証券の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

- ④ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項の受益証券の買取りを中止することができます。

- ⑤ 前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

一 部 解 約

第47条 受益者（前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、平成15年10月6日以降において、自己の有する受益証券につき、委託者に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位（別に定める契約に係る受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有に係る受益証券については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成15年10月3日以前において、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所あ

るいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合には、当該請求はできないものとします。

- ③ 委託者は、第1項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 受益者が第1項の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。この場合において、受益者が第1項ただし書きの各号に規定する事由によりその請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。
- ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

信託契約の解約

- 第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項の信託契約の解約をしません。
 - ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告およ

信託契約に関する監督官庁の命令	<p>び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。</p> <p>第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。</p> <p>② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。</p>
委託者の認可取消などに伴う取扱い	<p>第50条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。</p>
委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	<p>第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。</p> <p>② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。</p>
受託者の辞任に伴う取扱い	<p>第52条 受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第53条の規定にしたがい新受託者を選任します。</p> <p>② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。</p>
信託約款の変更	<p>第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。</p> <p>② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。</p> <p>④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。</p> <p>⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>
反対者の買取請求権	<p>第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
信託期間の延長	<p>第55条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</p>
公 告	<p>第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。</p>

信託約款に関する疑義の取扱い | 第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- ② 平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。
- ③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。
- ④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。
- ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款の変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。
- ⑥ 委託者が、前項の信託約款の変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始

日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

- ⑦ 委託者が第5項の信託約款の変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求または買取りの請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金または買取りの代金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求または買取りの請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑧ 委託者が第5項の信託約款の変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前記条項により信託契約を締結します。

平成15年8月8日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

I. 別に定める追加型証券投資信託

約款第13条第6項の別に定める追加型証券投資信託とは、次のものをいいます。

エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）

また、第18条第2項の別に定める追加型証券投資信託とは、次のものをいいます。

エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）

エマージング・ソブリン・ファンド

グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）（この信託のエマージング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券に係る純資産総額）

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容案について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容案について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容案についてあらかじめお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読替え）は割愛している場合があります。

下線部 _____ は変更部分を示します。

（平成 18 年 5 月 1 日現在）

(重大な約款変更後の約款の内容案)	(現在の約款の内容)
<p>第 6 条(受益権の取得申込みの勧誘の種類) (略) この信託に係る<u>受益権</u>の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p>	<p>第 6 条(受益証券の取得申込みの勧誘の種類) (同 左) この信託に係る<u>受益証券</u>の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。</p>
<p>第 7 条(当初の受益者) この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益権</u>取得申込者とし、第 8 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>	<p>第 7 条(当初の受益者) この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益証券</u>取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p>第 8 条(受益権の分割および再分割) (略) 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるもの</u>とします。</p>	<p>第 8 条(受益権の分割および再分割) (同 左) 委託者は、<u>受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割</u>できます。</p>
<p>第 11 条(受益権の帰属と受益証券の不発行) この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、<u>社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)</u>の規定の適用を受けることとし、<u>同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</u> 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が<u>社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わ</u></p>	<p>第 11 条(受益証券の発行) 委託者は、<u>第 8 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行</u>します。 (新 設)</p>

<p>ないものとしします。</p> <p>委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</p>	<p>(新設)</p>
<p>委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとしします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第12条(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。</p> <p>(削除)</p>	<p>第12条(受益証券の発行についての受託者の認証)</p> <p>委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</p> <p>前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。</p>
<p>第13条(受益権の申込単位および価額)</p> <p>委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万円以上1円単位または1万口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとしします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益権の取得申込者に限り1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとしします。</p> <p>前項の規定にかかわらず、前項の取得申込日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。</p> <p>第1項の取得申込者は委託者の指定する証券会社</p>	<p>第13条(受益証券の申込単位および価額)</p> <p>委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第11条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万円以上1円単位または1万口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとしします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益証券の取得申込者に限り1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとしします。</p> <p>前項の規定にかかわらず、前項の取得申込日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合には、受益証券の取得申込みの受付は行いません。</p> <p>(新設)</p>

および登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものと、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込総金額（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に第5項に規定する率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、1円に第5項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、以下に定める手数料率を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る手数料の額は、1口につき1円に、以下の第2号に定める手数料率を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

1. ~ 3. (略)

第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については、取得申込日の翌営業日の基準価額とすることができ、当該取得申込口数のうち償還金取得口数を超える口数については、取得申込日の翌営業日の基準価額に、前項に定める当該申込みに適用される手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乘じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定

第1項の場合の受益証券の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に第4項に規定する率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口につき1円に、1円に第4項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、以下に定める手数料率を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る手数料の額は、1口につき1円に、以下の第2号に定める手数料率を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

1. ~ 3. (同左)

第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関でこの信託に係る受益証券の取得申込みをする場合の1口当たりの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については、取得申込日の翌営業日の基準価額とすることができ、当該取得申込口数のうち償還金取得口数を超える口数については、取得申込日の翌営業日の基準価額に、前項に定める当該申込みに適用される手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乘じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。な

<p>する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p> <p>第4項および前項の規定にかかわらず、別に定めるこの信託以外の信託の受益者が、当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>第4項および第6項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。</p>	<p>お、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p> <p>第3項および前項の規定にかかわらず、別に定めるこの信託以外の信託の受益者が、当該信託の受益証券の一部解約金の手取金をもって取得申込みをする場合の受益証券の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>第3項および第5項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の取得価額は、決算日の基準価額とします。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第14条(受益証券の種類)</p> <p>委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、5,000万口券および1億口券の17種類とします。</p> <p>別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。</p>
<p>第14条の2(受益権の譲渡に係る記載または記録)</p> <p>受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。</p> <p>委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p>	<p>第14条の2(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き)</p> <p>委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。</p> <p>記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。</p> <p>前項の規定による名義書換の手続きは、第37条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。</p>
<p>第14条の3(受益権の譲渡の対抗要件)</p> <p>受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>	<p>第14条の3(記名式受益証券譲渡の対抗要件)</p> <p>記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第14条の4(無記名式受益証券の再交付)</p> <p>委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第14条の5(記名式受益証券の再交付)</p> <p>委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第14条の6(受益証券を毀損した場合などの再交付)</p>

委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(削除)

第14条の7(受益証券の再交付の費用)

委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

第42条(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日の前日および第44条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第44条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金(第47条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第42条(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日の前日および第44条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第44条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第44条(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第46条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者は委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する証券会社および登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受

第44条(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

委託者は、収益分配金を毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付を行います。

委託者は、償還金を信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

<p>益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。</p> <p>一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>(略)</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>委託者は、一部解約金を受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。</p> <p>(同左)</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。</p> <p>記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に記名し、届出印を押捺しなければなりません。</p> <p>委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負いません。</p>
<p>第46条(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>第46条(収益分配金および償還金の時効)</p> <p>受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。</p>
<p>第46条の2(受益権の買取り)</p> <p>委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもってその受益権を買取ることができず。</p> <p>(略)</p> <p>受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。</p> <p>受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることとが確実な受益証券をもって行うものとし、</p> <p>委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項の受益権の買取りを中止することができます。</p> <p>前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回</p>	<p>第46条の2(受益証券の買取り)</p> <p>委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもってその受益証券を買取ることができず。</p> <p>(同左)</p> <p>受益証券の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。</p> <p>(新設)</p> <p>委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項の受益証券の買取りを中止することができます。</p> <p>前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回</p>

<p>しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。</p>	<p>しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。</p>
<p>第47条(信託の一部解約) <u>受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)</u>は、平成15年10月6日以降において、自己に帰属する<u>受益権</u>につき、委託者に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位(別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成15年10月3日以前において、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)は、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。 1.~5. (略) (略) 委託者は、第1項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。<u>なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u> (略) <u>平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。</u> (略) 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。</p>	<p>第47条(一部解約) <u>受益者(前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)</u>は、平成15年10月6日以降において、自己の<u>有する受益証券</u>につき、委託者に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位(別に定める契約に係る受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有に係る受益証券については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成15年10月3日以前において、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)は、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。 1.~5. (同左) (同左) 委託者は、第1項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 (同左) <u>受益者が第1項の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。この場合において、受益者が第1項ただし書きの各号に規定する事由によりその請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求められることができるものとします。</u> (同左) 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。</p>
<p>第47条の2(質権口記載または記録の受益権の取扱い) <u>振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第54条(反対者の買取請求権) 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に</p>	<p>第54条(反対者の買取請求権) 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の</p>

<p>帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>	<p>有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
<p>(付則) 第1条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p>	<p>(付則) 第1条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p>
<p>第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第14条の7の規定および受益権と読替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</p>	<p>第2条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款</p>

の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款の変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。

委託者が、前項の信託約款の変更を行った場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

委託者が第 5 項の信託約款の変更を行った場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求または買取りの請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金または買取りの代金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求または買取りの請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者が第 5 項の信託約款の変更を行った場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

親投資信託

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

約 款

国際投信投資顧問株式会社

親投資信託
エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド
－運用の基本方針－

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① エマージング・カントリーが発行する米国ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）
- ② グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
 - イ. ブレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）
 - ロ. ユーロ債（米国ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
 - ハ. 現地米国ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米国ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- ④ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
 - イ. エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ロ. ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ハ. ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
 - ニ. エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ホ. エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ただし、米国ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米国ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- ⑥ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- ⑦ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金

動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

- ⑧ 運用委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (7) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

親投資信託 エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド 約款

信託の種類、委託者および受託者	第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
信託事務の委託	第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。
信託の目的、金額および信託金の限度額	第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。 ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。 ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
信託期間	第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。
受益証券の取得申込みの勧誘の種類	第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。
受益者	第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする国際投信投資顧問株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。
受益権の分割および再分割	第7条 委託者は、第3条第1項に規定する受益権については、1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
追加信託金の計算方法	第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
信託日時の異なる受益権の内容	第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。
受益証券の発行および種類	第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。 ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。 ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
受益証券の発行についての受託者の認証	第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。
投資の対象とする	第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信

資 産 の 種 類

託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
6. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
7. 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
8. 金銭債権（第1号、次号および第11号に掲げるものに該当するものを除きます。）
9. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
10. 金融先物取引に係る権利
11. 金融デリバティブ取引に係る権利（第2号から第7号までに掲げるものに該当するものを除きます。）
12. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - イ. 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。）
 - ロ. 有価証券
 - ハ. 金銭債権

運 用 の 指 図 範 囲

第13条 委託者（第15条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第16条から第21条まで、第23条、第29条から第31条までについて同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
9. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表

示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち、第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

運用の基本方針

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

運用の権限委託

第15条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

所在地：米国マサチューセッツ州ボストン市

② 前項の委託を受けた者は、この信託契約に関し報酬を收受しません。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

④ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の受託を中止することができます。

⑤ 前2項に基づき、第1項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の委託を中止された場合、もしくは受託を中止した場合、委託者は第1項により委託を受けた者と同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

投資する株式の範囲

第16条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式
への投資制限
先物取引等の運用
指図・目的・範囲

第17条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第18条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、

スワップ取引の運用
指図・目的・範囲

信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等
への投資制限

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付の
指図および範囲

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、貸付時点において、貸付株式および貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する株式および公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必

有価証券への投資制限
外国為替予約の指図

要と認められる場合には、制約されることがあります。

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

外貨建資産の円換算
および予約為替の評価

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

信託業務の委託

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

② 受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

有価証券の保管

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

混蔵寄託

第27条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

信託財産の表示
および記載の省略

第28条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

有価証券売却等の指図
再投資の指図

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

第30条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

損益の帰属

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

受託者による
資金の立替え

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

信託の計算期間

第33条 この信託の計算期間は、毎年8月6日から翌年2月5日まで、2月6日から8月5日までとします。ただし、第1期の計算期間は平成15年8月8日から平成16年2月5日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

信託財産に関する報告

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

信託事務の諸費用

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託報酬
利益の留保

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

追加信託金および
一部解約金の計理処理

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

信託の一部解約

第39条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託契約の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した金額に当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

信託契約の解約

第40条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

償還金の委託者への 交付と支払いに関する 受託者の免責	<p>③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。</p> <p>⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。</p> <p>⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。</p>
償還金支払いの時期	<p>第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。</p> <p>② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責を任じません。</p>
信託契約に関する 監督官庁の命令	<p>第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。</p> <p>第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。</p> <p>② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。</p>
委託者の認可取消 などに伴う取扱い	<p>第44条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。</p>
委託者の事業の譲渡 および承継に伴う取扱い	<p>第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。</p> <p>② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。</p>
受託者の辞任 に伴う取扱い	<p>第46条 受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第47条の規定にしたがい新受託者を選任します。</p> <p>② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。</p>
信託約款の変更	<p>第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。</p>

反対者の買取請求権	<p>② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。</p> <p>④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。</p> <p>⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>
利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付運用報告書	<p>第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。</p> <p>第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。</p> <p>第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。</p>
信託期間の延長公告	<p>第51条 (削除)</p>
信託約款に関する疑義の取扱い	<p>第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。</p> <p>第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。</p>

前記条項により信託契約を締結します。

平成15年8月8日

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
委託者 国際投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

毎月決算型 追加型株式投資信託／自動けいぞく投資可能

エマージング・ソブリン・オープン

投資信託説明書
(請求目論見書)
2006.11

国際投信投資顧問

* 本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. この目論見書により行うエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成18年11月6日に関東財務局長に提出しており、平成18年11月7日にその届出の効力が発生しております。
2. エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）は、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがってファンドは元本が保証されているものではありません。
3. 本書は証券取引法（昭和23年法第25号）第13条第2項第2号の規定に基づく目論見書です。

- ・ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ・投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
- ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- ・登録金融機関は、証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入しておりません。
- ・投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
- ・投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

発行者名：国際投信投資顧問株式会社

代表者の役職氏名：取締役社長 増田 健一

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

：エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）

届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額

：上限2,000億円

縦覧に供する場所：該当事項はありません。

目 次

	頁
第三部 ファンドの詳細情報	1
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	3
第3 管理及び運営	4
1 資産管理等の概要	4
2 受益者の権利等	7
第4 ファンドの経理状況	9
1 財務諸表	12
2 ファンドの現況	34
第5 設定及び解約の実績	34

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成15年8月8日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、取得の申込みはできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の取得申込みについても、同様とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

（当初元本1口＝1円）

「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。（販売会社がスイッチングを取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、販売会社が別に定める単位とします。）

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

(2) 申込手数料

(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億口以上5億口未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億口以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)

申込手数料は消費税等相当額を含みます。

ただし、償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。（償還乗換え優遇）

なお、販売会社によってはスイッチングによる取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は無手数料とします。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについても無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

ただし、販売会社がスイッチングを取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。

(4) 払込期日

投資者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

(5) 保護預り

「分配金受取コース」

受益証券は、販売会社との保護預り契約に基づき、販売会社の保護預りとすることができ、その場合の受益証券は混蔵保管されます。

「自動けいぞく投資コース」

「自動けいぞく投資契約」に基づき、受益証券についてはすべて販売会社の保護預りとなり、混蔵保管されます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

2【換金（解約）手続等】

換金（解約または買取り）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、換金の請求はできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

なお、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消することがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額（または買取価額）は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額（または買取価額）とします。

解約価額（または買取価額）は、販売会社において確認できます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点で保護預りとしている受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行します。受益証券を所持し、平成19年1月4日以降も引続き所持した場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(1) 解約

解約単位

販売会社が定める単位とします。

解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

解約手数料

かかりません。

信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

解約代金

解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が個別元本を超過した額に対してかかります。）を差引いた額となります。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約について

も同様とします。

支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

大口解約の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

(2) 買取り

買取単位

販売会社が定める単位とします。

買取価額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額（所得税）に相当する額を差引いた価額とします。（源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引かれません。）

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。

買取手数料

かかりません。

信託財産留保相当額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。

買取代金

買取りの受付日の翌営業日の買取価額となります。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。

支払日

買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

大口買取りの制限

原則として1日1件5億円を超える買取りは行えないものとします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。

買取りにつきましては、販売会社に確認してください。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および

社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「エマ毎月」として掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(2) 【保管】

受益証券の保管

「分配金受取コース」

受益証券は、販売会社との保護預り契約に基づき、販売会社の保護預りとすることができ、その場合の受益証券は混蔵保管されます。

「自動けいぞく投資コース」

「自動けいぞく投資契約」に基づき、受益証券についてはすべて販売会社の保護預りとなり、混蔵保管されます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 【信託期間】

平成15年8月8日から平成35年8月5日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。その場合において、あらかじめ、更新しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(4) 【計算期間】

毎月6日から翌月5日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等

a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1

または10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- c . 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d . 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- e . 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- f . 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . d . から f . までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i . 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j . 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
- k . 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b . 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d . 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付し

ます。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a . から e . までの規定にしたがいます。
- g . 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして a . から e . までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、b . の書面の交付を原則として行いません。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改

- a . 委託会社と投資顧問会社との間で締結された「投資一任契約」の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し1ヵ月以上の事前の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。
- b . 委託会社と販売会社との間で締結された「証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から販売会社において、受益者に支払いま

す。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)から支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日のときは翌営業日)から起算して5営業日目)から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、自己の有する受益証券につき、換金(解約)請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

なお、換金には制限があります。くわしくは「第2 手続等 2 換金(解約)手続等 (1) 解約 大口解約の制限」を参照してください。

また、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、換金の請求はできません。(販売会社または委託会社において確認することができます。)

(4) 受益権均等分割

受益者は、所有する受益証券の口数に応じて均等にファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(5) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第5特定期間（平成17年8月6日から平成18年2月6日まで）については、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第6特定期間（平成18年2月7日から平成18年8月7日まで）については、改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第5特定期間（平成17年8月6日から平成18年2月6日まで）および第6特定期間（平成18年2月7日から平成18年8月7日まで）の財務諸表については新日本監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


平成18年3月31日

国際投信投資顧問株式会社


取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

吉村貞彦 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成17年8月6日から平成18年2月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成18年2月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書


平成18年10月6日

国際投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人


代表社員
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸治 

代表社員
業務執行社員

公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成18年2月7日から平成18年8月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成18年8月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

区分	第5 特定期間末 (平成18年2月6日現在)	第6 特定期間末 (平成18年8月7日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	460,894,618	483,782,966
親投資信託受益証券	36,475,798,491	44,909,104,561
未収利息	7	3,277
流動資産 合計	36,936,693,116	45,392,890,804
資産合計	36,936,693,116	45,392,890,804
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	219,057,969	286,359,723
未払解約金	119,790,952	59,631,488
未払受託者報酬	2,190,520	2,921,139
未払委託者報酬	46,939,746	62,595,843
その他未払費用	125,164	166,910
流動負債 合計	388,104,351	411,675,103
負債合計	388,104,351	411,675,103
純資産の部		
元本等		
元本	31,293,995,619	40,908,531,943
剰余金		
期末剰余金	5,254,593,146	4,072,683,758
(分配準備積立金)	(3,412,817,854)	(2,514,255,930)
純資産合計	36,548,588,765	44,981,215,701
負債・純資産合計	36,936,693,116	45,392,890,804

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	第5 特定期間 自 平成17年8月6日 至 平成18年2月6日	第6 特定期間 自 平成18年2月7日 至 平成18年8月7日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	704	43,574
有価証券売買等損益	3,813,055,137	489,478,729
営業収益合計	3,813,055,841	489,435,155
営業費用		
受託者報酬	10,315,235	14,875,703
委託者報酬	221,040,630	318,765,022
その他費用	589,383	849,977
営業費用合計	231,945,248	334,490,702
営業利益金額又は営業損失金額()	3,581,110,593	823,925,857
経常利益金額又は経常損失金額()	3,581,110,593	823,925,857
当期純利益金額又は当期純損失金額()	3,581,110,593	823,925,857
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	4,610,081	2,116,117
期首剰余金	1,185,540,514	5,254,593,146
剰余金増加額	1,834,066,394	1,767,162,676
当期追加信託に伴う剰余金増加額	1,834,066,394	1,767,162,676
剰余金減少額	345,231,833	559,900,470
当期一部解約に伴う剰余金減少額	345,231,833	559,900,470
分配金	996,282,441	1,563,129,620
期末剰余金	5,254,593,146	4,072,683,758

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5特定期間 自 平成17年8月6日 至 平成18年2月6日	第6特定期間 自 平成18年2月7日 至 平成18年8月7日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. 表示		平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1) 貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2) 損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。
4. その他	当ファンドの特定期間は当期末が休日のため、平成17年8月6日から平成18年2月6日までとなっております。	当ファンドの特定期間は前期末及び当期末が休日のため、平成18年2月7日から平成18年8月7日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第5特定期間末 (平成18年2月6日現在)	第6特定期間末 (平成18年8月7日現在)
1.	1. 特定期間の末日における受益権の総数 40,908,531,943口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たりの純資産額 1.1679円 (1万口当たりの純資産額 11,679円)	1口当たりの純資産額 1.0996円 (1万口当たりの純資産額 10,996円)

第5 特定期間 自 平成17年 8月 6日 至 平成18年 2月 6日	第6 特定期間 自 平成18年 2月 7日 至 平成18年 8月 7日																																								
第25計算期（平成17年 9月 6日から平成17年 10月 5日まで） 計算期末における分配対象金額 3,573,202,426円（1万口当たり1,533.84円） のうち、139,773,944円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。	第31計算期（平成18年 3月 7日から平成18年 4月 5日まで） 計算期末における分配対象金額 7,369,305,914円（1万口当たり2,098.26円） のうち、245,846,317円（1万口当たり70.00円）を分配金額としております。																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 117,504,436円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B 986,693,169円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 1,401,968,645円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 1,067,036,176円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 3,573,202,426円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 23,295,657,418口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 1,533.84円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 60.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 139,773,944円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 117,504,436円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 986,693,169円	収益調整金額	C 1,401,968,645円	分配準備積立金額	D 1,067,036,176円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 3,573,202,426円	当ファンドの期末残存口数	F 23,295,657,418口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,533.84円	1万口当たりの分配額	H 60.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 139,773,944円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 146,622,871円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 4,068,103,892円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 3,154,579,151円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 7,369,305,914円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 35,120,902,506口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,098.26円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 70.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 245,846,317円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 146,622,871円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	収益調整金額	C 4,068,103,892円	分配準備積立金額	D 3,154,579,151円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 7,369,305,914円	当ファンドの期末残存口数	F 35,120,902,506口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,098.26円	1万口当たりの分配額	H 70.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 245,846,317円
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 117,504,436円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 986,693,169円																																								
収益調整金額	C 1,401,968,645円																																								
分配準備積立金額	D 1,067,036,176円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 3,573,202,426円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 23,295,657,418口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,533.84円																																								
1万口当たりの分配額	H 60.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 139,773,944円																																								
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 146,622,871円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																								
収益調整金額	C 4,068,103,892円																																								
分配準備積立金額	D 3,154,579,151円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 7,369,305,914円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 35,120,902,506口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,098.26円																																								
1万口当たりの分配額	H 70.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 245,846,317円																																								

第5 特定期間 自 平成17年 8月 6日 至 平成18年 2月 6日	第6 特定期間 自 平成18年 2月 7日 至 平成18年 8月 7日																																								
第26計算期（平成17年10月6日から平成17年11月7日まで） 計算期末における分配対象金額 4,240,143,834円（1万口当たり1,663.04円） のうち、152,977,511円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。	第32計算期（平成18年4月6日から平成18年5月8日まで） 計算期末における分配対象金額 7,568,348,326円（1万口当たり2,076.27円） のうち、255,160,437円（1万口当たり70.00円）を分配金額としております。																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 142,321,591円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B 325,513,923円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 1,783,517,908円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 1,988,790,412円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 4,240,143,834円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 25,496,251,844口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 1,663.04円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 60.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 152,977,511円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	費用控除後の配当等収益額	A 142,321,591円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 325,513,923円	収益調整金額	C 1,783,517,908円	分配準備積立金額	D 1,988,790,412円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 4,240,143,834円	当ファンドの期末残存口数	F 25,496,251,844口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,663.04円	1万口当たりの分配額	H 60.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 152,977,511円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 163,532,233円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 4,427,770,812円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 2,977,045,281円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 7,568,348,326円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 36,451,491,018口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,076.27円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 70.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 255,160,437円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	費用控除後の配当等収益額	A 163,532,233円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	収益調整金額	C 4,427,770,812円	分配準備積立金額	D 2,977,045,281円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 7,568,348,326円	当ファンドの期末残存口数	F 36,451,491,018口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,076.27円	1万口当たりの分配額	H 70.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 255,160,437円
項目	金額																																								
費用控除後の配当等収益額	A 142,321,591円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 325,513,923円																																								
収益調整金額	C 1,783,517,908円																																								
分配準備積立金額	D 1,988,790,412円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 4,240,143,834円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 25,496,251,844口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 1,663.04円																																								
1万口当たりの分配額	H 60.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 152,977,511円																																								
項目	金額																																								
費用控除後の配当等収益額	A 163,532,233円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																								
収益調整金額	C 4,427,770,812円																																								
分配準備積立金額	D 2,977,045,281円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 7,568,348,326円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 36,451,491,018口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,076.27円																																								
1万口当たりの分配額	H 70.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 255,160,437円																																								

第5 特定期間 自 平成17年 8月 6日 至 平成18年 2月 6日	第6 特定期間 自 平成18年 2月 7日 至 平成18年 8月 7日																																								
第27計算期（平成17年11月8日から平成17年12月5日まで） 計算期末における分配対象金額 5,689,762,031円（1万口当たり2,098.86円） のうち、162,651,828円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。	第33計算期（平成18年5月9日から平成18年6月5日まで） 計算期末における分配対象金額 7,746,751,417円（1万口当たり2,046.18円） のうち、265,016,502円（1万口当たり70.00円）を分配金額としております。																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 144,402,555円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B 1,192,840,551円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 2,083,297,036円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 2,269,221,889円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 5,689,762,031円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 27,108,638,138口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,098.86円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 60.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 162,651,828円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	費用控除後の配当等収益額	A 144,402,555円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 1,192,840,551円	収益調整金額	C 2,083,297,036円	分配準備積立金額	D 2,269,221,889円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 5,689,762,031円	当ファンドの期末残存口数	F 27,108,638,138口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,098.86円	1万口当たりの分配額	H 60.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 162,651,828円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 142,637,164円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 4,767,131,636円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 2,836,982,617円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 7,746,751,417円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 37,859,500,330口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,046.18円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 70.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 265,016,502円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	費用控除後の配当等収益額	A 142,637,164円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	収益調整金額	C 4,767,131,636円	分配準備積立金額	D 2,836,982,617円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 7,746,751,417円	当ファンドの期末残存口数	F 37,859,500,330口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,046.18円	1万口当たりの分配額	H 70.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 265,016,502円
項目	金額																																								
費用控除後の配当等収益額	A 144,402,555円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 1,192,840,551円																																								
収益調整金額	C 2,083,297,036円																																								
分配準備積立金額	D 2,269,221,889円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 5,689,762,031円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 27,108,638,138口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,098.86円																																								
1万口当たりの分配額	H 60.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 162,651,828円																																								
項目	金額																																								
費用控除後の配当等収益額	A 142,637,164円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																								
収益調整金額	C 4,767,131,636円																																								
分配準備積立金額	D 2,836,982,617円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 7,746,751,417円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 37,859,500,330口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,046.18円																																								
1万口当たりの分配額	H 70.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 265,016,502円																																								

第5 特定期間 自 平成17年 8月 6日 至 平成18年 2月 6日	第6 特定期間 自 平成18年 2月 7日 至 平成18年 8月 7日																																								
第28計算期（平成17年12月6日から平成18年1月5日まで） 計算期末における分配対象金額 5,995,562,284円（1万口当たり2,087.22円） のうち、201,075,192円（1万口当たり70.00円）を分配金額としております。	第34計算期（平成18年6月6日から平成18年7月5日まで） 計算期末における分配対象金額 7,988,672,659円（1万口当たり2,030.71円） のうち、275,373,925円（1万口当たり70.00円）を分配金額としております。																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 128,335,278円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 2,501,462,429円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 3,365,764,577円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 5,995,562,284円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 28,725,027,487口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,087.22円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 70.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 201,075,192円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	費用控除後の配当等収益額	A 128,335,278円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	収益調整金額	C 2,501,462,429円	分配準備積立金額	D 3,365,764,577円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 5,995,562,284円	当ファンドの期末残存口数	F 28,725,027,487口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,087.22円	1万口当たりの分配額	H 70.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 201,075,192円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 206,790,689円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 5,104,233,474円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 2,677,648,496円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 7,988,672,659円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 39,339,132,257口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,030.71円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 70.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 275,373,925円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	費用控除後の配当等収益額	A 206,790,689円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	収益調整金額	C 5,104,233,474円	分配準備積立金額	D 2,677,648,496円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 7,988,672,659円	当ファンドの期末残存口数	F 39,339,132,257口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,030.71円	1万口当たりの分配額	H 70.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 275,373,925円
項目	金額																																								
費用控除後の配当等収益額	A 128,335,278円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																								
収益調整金額	C 2,501,462,429円																																								
分配準備積立金額	D 3,365,764,577円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 5,995,562,284円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 28,725,027,487口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,087.22円																																								
1万口当たりの分配額	H 70.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 201,075,192円																																								
項目	金額																																								
費用控除後の配当等収益額	A 206,790,689円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																								
収益調整金額	C 5,104,233,474円																																								
分配準備積立金額	D 2,677,648,496円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 7,988,672,659円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 39,339,132,257口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,030.71円																																								
1万口当たりの分配額	H 70.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 275,373,925円																																								

第5 特定期間 自 平成17年 8月 6日 至 平成18年 2月 6日		第6 特定期間 自 平成18年 2月 7日 至 平成18年 8月 7日	
第29計算期（平成18年1月6日から平成18年2月6日まで） 計算期末における分配対象金額 6,714,322,627円（1万口当たり2,145.55円） のうち、219,057,969円（1万口当たり70.00円）を分配金額としております。		第35計算期（平成18年7月6日から平成18年8月7日まで） 計算期末における分配対象金額 8,265,706,777円（1万口当たり2,020.52円） のうち、286,359,723円（1万口当たり70.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 178,893,677円	費用控除後の配当等収益額	A 235,656,769円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 211,301,451円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 3,082,446,804円	収益調整金額	C 5,465,091,124円
分配準備積立金額	D 3,241,680,695円	分配準備積立金額	D 2,564,958,884円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 6,714,322,627円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 8,265,706,777円
当ファンドの期末残存口数	F 31,293,995,619口	当ファンドの期末残存口数	F 40,908,531,943口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,145.55円	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,020.52円
1万口当たりの分配額	H 70.00円	1万口当たりの分配額	H 70.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 219,057,969円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 286,359,723円

（関連当事者との取引に関する注記）

第5 特定期間 自 平成17年 8月 6日 至 平成18年 2月 6日		第6 特定期間 自 平成18年 2月 7日 至 平成18年 8月 7日	
		「投資信託財産計算規則」附則第14条第2項を適用し、記載を省略しております。	

（重要な後発事象に関する注記）

第5 特定期間 自 平成17年 8月 6日 至 平成18年 2月 6日		第6 特定期間 自 平成18年 2月 7日 至 平成18年 8月 7日	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	

(その他の注記)

1 元本の増減

第5 特定期間 自 平成17年 8月 6日 至 平成18年 2月 6日		第6 特定期間 自 平成18年 2月 7日 至 平成18年 8月 7日	
期首元本額	18,533,520,032円	期首元本額	31,293,995,619円
期中追加設定元本額	15,978,197,125円	期中追加設定元本額	14,415,141,938円
期中一部解約元本額	3,217,721,538円	期中一部解約元本額	4,800,605,614円

2 有価証券関係

第5 特定期間 自 平成17年 8月 6日 至 平成18年 2月 6日		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	36,475,798,491	1,204,893,002
合計	36,475,798,491	1,204,893,002

第6 特定期間 自 平成18年 2月 7日 至 平成18年 8月 7日		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	44,909,104,561	1,100,900,564
合計	44,909,104,561	1,100,900,564

3 デリバティブ取引関係

第5 特定期間 自 平成17年 8月 6日 至 平成18年 2月 6日		第6 特定期間 自 平成18年 2月 7日 至 平成18年 8月 7日	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成18年8月7日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	32,206,758,865	44,909,104,561	
合計		32,206,758,865	44,909,104,561	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 資産・負債の状況

区分	(平成18年2月6日現在)	(平成18年8月7日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,929,024,751	2,781,503,397
コール・ローン	328,890,252	413,117,031
国債証券	31,715,439,032	44,139,701,488
特殊債券	5,479,104,908	9,311,836,708
派生商品評価勘定	27,121,077	3,871,807
未収入金	308,185,733	267,976,447
未収利息	464,999,463	638,337,299
前払費用	163,536,381	211,377,659
その他未収収益		126,417
流動資産 合計	40,416,301,597	57,767,848,253
資産合計	40,416,301,597	57,767,848,253
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	23,190,371	29,949,686
未払金	1,173,925,631	1,644,752,468
未払解約金	904,747	
流動負債 合計	1,198,020,749	1,674,702,154
負債合計	1,198,020,749	1,674,702,154
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	27,716,494,919	40,227,284,915
剰余金		
剰余金	11,501,785,929	15,865,861,184
純資産合計	39,218,280,848	56,093,146,099
負債・純資産合計	40,416,301,597	57,767,848,253

(2) 資産・負債の状況に関する事項

(重要な会計方針に関する事項)

項目	自 平成17年 8 月 6 日 至 平成18年 2 月 6 日	自 平成18年 2 月 7 日 至 平成18年 8 月 7 日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券及び特殊債券 原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 原則として、計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>(1) 国債証券及び特殊債券 同左</p> <p>(2) 為替予約取引 同左</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>同左</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左</p>
4. その他	<p>資産・負債の状況は、ファンドの特定期間末の平成18年 2 月 6 日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託は年 2 回決算を行っており、直前の計算期間は、平成17年 8 月 6 日から平成18年 2 月 6 日までとなっております。</p>	<p>資産・負債の状況は、ファンドの特定期間末の平成18年 8 月 7 日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託は年 2 回決算を行っており、直前の計算期間は、平成18年 2 月 7 日から平成18年 8 月 7 日までとなっております。</p>

(有価証券に関する事項)

自 平成17年 8 月 6 日 至 平成18年 2 月 6 日		
売買目的有価証券の計上額等		
種類	計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	31,715,439,032	968,426,293
特殊債券	5,479,104,908	7,572,230
合計	37,194,543,940	960,854,063

自 平成18年 2 月 7 日 至 平成18年 8 月 7 日		
売買目的有価証券の計上額等		
種類	計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	44,139,701,488	34,403,831
特殊債券	9,311,836,708	131,739,302
合計	53,451,538,196	97,335,471

(デリバティブ取引に関する事項)

自 平成17年 8 月 6 日 至 平成18年 2 月 6 日	
1. 取引の状況に関する事項	
(1) 取引の内容 当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。	
(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 当親投資信託のデリバティブ取引は、信託財産の効率的な運用に資することを目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及び有価証券先物取引等に関する社内規則に従って行われております。	
(3) 取引に係るリスクの内容 当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有していません。	
(4) 取引に係るリスクの管理体制 当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。	
(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

自 平成17年 8 月 6 日
至 平成18年 2 月 6 日

2. 取引の時価等に関する事項
デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	(平成18年2月6日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	1,115,995,086		1,143,116,163	27,121,077
	アメリカ・ドル	857,846,880		880,874,763	23,027,883
	ユーロ	258,148,206		262,241,400	4,093,194
	売建	1,115,995,086		1,139,185,457	23,190,371
	アメリカ・ドル	258,148,206		263,906,657	5,758,451
	ユーロ	857,846,880		875,278,800	17,431,920
合計		2,231,990,172		2,282,301,620	3,930,706

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

自 平成18年2月7日
至 平成18年8月7日

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。

(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的

当親投資信託のデリバティブ取引は、信託財産の効率的な運用に資することを目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及び有価証券先物取引等に関する社内規則に従って行われております。

(3) 取引に係るリスクの内容

当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有していません。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。

(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

自 平成18年2月7日
至 平成18年8月7日

2. 取引の時価等に関する事項
デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	(平成18年8月7日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	2,039,424,111		2,019,762,288	19,661,823
	アメリカ・ドル	1,985,190,260		1,964,701,038	20,489,222
	ユーロ	54,233,851		55,061,250	827,399
	売建	1,883,207,111		1,889,623,167	6,416,056
	アメリカ・ドル	54,233,851		54,248,167	14,316
	ユーロ	1,828,973,260		1,835,375,000	6,401,740
	合計	3,922,631,222		3,909,385,455	26,077,879

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(その他の事項)

(平成18年2月6日現在)	
1. 期首	平成17年8月6日
期首元本額	16,710,228,318円
期首から平成18年2月6日までの	
追加設定元本額	11,419,801,046円
一部解約元本額	413,534,445円
平成18年2月6日における元本の内訳(＊)	
ベビーファンド	元本
エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)	25,777,949,464円
エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)	405,448,552円
エマージング・ソブリン・ファンド	705,726,218円
グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)	827,370,685円
2. 平成18年2月6日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.4150円
(1万口当たりの純資産額)	14,150円)

(＊) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(平成18年8月7日現在)	
1. 元本の増減	
期首(平成18年2月7日)元本額	27,716,494,919円
期首から平成18年8月7日までの	
追加設定元本額	13,457,358,602円
一部解約元本額	946,568,606円
平成18年8月7日現在の元本額	40,227,284,915円
2. 平成18年8月7日における元本の内訳(＊)	
ベビーファンド	元本
エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)	32,206,758,865円
エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)	413,468,725円
エマージング・ソブリン・ファンド	708,317,356円
グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)	6,898,739,969円
3. 平成18年8月7日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.3944円
(1万口当たりの純資産額)	13,944円)

(＊) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成18年8月7日現在

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	ARGENT \$DIS '331231		3,252,935.38	3,106,553.28	
		ARGENT \$PAR '381231		14,857,924.00	6,002,601.29	
		ARGENTINA BONAR V'110328		4,710,000.00	4,578,120.00	
		ARGENTINA EMDCF '120803		24,175,000.00	17,055,462.50	
		BRAZIL REPUBLIC '150307		3,895,000.00	4,229,970.00	
		BRAZIL REPUBLIC '180115		6,800,000.00	7,408,600.00	
		BRAZIL REPUBLIC '191014		9,980,000.00	11,726,500.00	
		BRAZIL REPUBLIC '250204		3,625,000.00	4,217,687.50	
		BRAZIL REPUBLIC '340120		6,920,000.00	7,819,600.00	
		BRAZIL REPUBLIC '370120		3,715,000.00	3,744,720.00	
		BRAZIL REPUBLIC '400817		4,245,000.00	5,476,050.00	
		CHILE REP FLT GBL'080128		400,000.00	401,400.00	
		COLOMBIA REP '100709		2,750,000.00	3,155,625.00	
		COLOMBIA REP '120123		10,290,000.00	11,972,415.00	
		COLOMBIA REP '141222		1,675,000.00	1,827,425.00	
		COLOMBIA REP '170127		4,565,000.00	4,713,362.50	
		COLOMBIA REP '270215		1,025,000.00	1,107,000.00	
		COLOMBIA REP '330128		1,800,000.00	2,412,000.00	
		DOMINICA REP FLT '090830		1,428,438.50	1,429,866.93	
		ECUADOR REPUBLIC '151215		2,125,000.00	2,229,125.00	
		ECUADOR STEPUP R '300815		7,820,000.00	7,972,490.00	
		EL SALVADOR REGS '350615		5,640,000.00	5,752,800.00	
		INDONESIA REP '150420		1,120,000.00	1,153,144.16	
		INDONESIA REP '160115		4,445,000.00	4,623,302.28	
		MALAYSIA REPUBLIC'090601		2,430,000.00	2,636,144.19	
		MALAYSIA REPUBLIC'110715		3,440,000.00	3,717,855.68	
		PANAMA REPUBLIC '110208		2,774,000.00	3,127,685.00	
		PANAMA REPUBLIC '120723		5,270,000.00	6,047,325.00	
		PANAMA REPUBLIC '260129		1,000,000.00	1,011,000.00	
		PANAMA REPUBLIC '360126		11,656,000.00	11,218,900.00	
		PERU FLIRB '170307		3,152,500.00	3,093,390.62	
		PERU REPUBLIC GBL'120221		5,225,000.00	5,904,250.00	
		PERU REPUBLIC GBL'150206		1,675,000.00	2,014,187.50	
		PERU REPUBLIC GBL'250721		3,550,000.00	3,652,950.00	
PERU REPUBLIC GBL'331121		5,835,000.00	6,870,712.50			
PERU REPUBLIC PDI'170307		3,871,000.00	3,812,935.00			
PHILIPPINES FLIRB'080601		1,555,555.56	1,546,737.11			

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考		
国債証券	アメリカ・ドル	PHILIPPINES GBL '160115		2,960,000.00	3,174,600.00			
		PHILIPPINES GBL '170118		16,330,000.00	18,840,737.50			
		PHILIPPINES GBL '241021		2,755,000.00	3,195,800.00			
		PHILIPPINES GBL '300202		1,150,000.00	1,368,500.00			
		RUSSIA FED REGS '070626		2,700,000.00	2,801,250.00			
		RUSSIA FED REGS '180724		3,510,000.00	4,989,963.42			
		RUSSIA MOF V '080514		3,350,000.00	3,202,265.00			
		RUSSIA PUT REGS '280624		1,270,000.00	2,234,991.72			
		RUSSIA STP REGS '100331		1,066,674.03	1,117,341.04			
		RUSSIA STP REGS '300331		36,025,000.00	39,705,314.00			
		SERBIA REPUBLIC '241101		745,000.00	656,345.00			
		SOUTH AFRICA REP '090519		10,060,000.00	10,915,100.00			
		SOUTH AFRICA REP '120425		2,235,000.00	2,391,450.00			
		SOUTH AFRICA REP '170623		1,700,000.00	2,006,000.00			
		STATE OF QATAR '300615		900,000.00	1,284,750.00			
		TRINIDAD&TOBA '200701		820,000.00	1,087,869.40			
		TURKEY REPUBLIC '100615		1,980,000.00	2,296,800.00			
		TURKEY REPUBLIC '110630		5,110,000.00	5,518,800.00			
		TURKEY REPUBLIC '140115		2,075,000.00	2,344,750.00			
		TURKEY REPUBLIC '150315		5,265,000.00	5,291,325.00			
		TURKEY REPUBLIC '250205		3,775,000.00	3,727,812.50			
		TURKEY REPUBLIC '340214		280,000.00	287,700.00			
		TURKEY REPUBLIC '360317		6,495,000.00	5,959,162.50			
		UKRAINE GOVT REGS'110304		1,225,000.00	1,244,845.00			
		URUGUAY REP '110215		4,700,000.00	4,794,000.00			
		URUGUAY REP '170517		2,240,000.00	2,553,600.00			
		URUGUAY REP '221118		4,520,000.00	4,655,600.00			
		URUGUAY REP '330115		1,812,950.00	1,808,417.62			
		URUGUAY REP '360321		2,015,000.00	1,964,625.00			
		UTD MEXICAN STS '090113		2,000,000.00	2,016,000.00			
		UTD MEXICAN STS '120114		3,642,000.00	3,933,360.00			
		UTD MEXICAN STS '191230		1,345,000.00	1,577,685.00			
		UTD MEXICAN STS '340927		8,025,000.00	8,277,787.50			
		VENEZUELA C STEP '110420		2,000,000.00	2,013,500.00			
		VENEZUELA REP '100807		6,100,000.00	5,932,250.00			
		VENEZUELA REP '141008		2,266,000.00	2,503,930.00			
		VENEZUELA REP '160226		15,675,000.00	14,405,325.00			
		VENEZUELA REP '181201		4,325,000.00	4,292,562.50			
		VENEZUELA REP '340113		1,000,000.00	1,245,000.00			
		VENEZUELA REP GBL'130919		2,730,000.00	3,338,790.00			
		VIETNAM REPUBLIC '160312		800,000.00	788,102.40			
			小計	銘柄数 :	78	361,670,977.47	370,513,900.14	
							(42,383,085,037)	
	組入時価比率 :	75.6%				79.3%		

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考	
国債証券	ユーロ	ARGENT EPAR '381231		4,667,889.00	1,867,155.60		
		BRAZIL REPUBLIC '120924		1,200,000.00	1,414,560.00		
		TURKEY REPUBLIC '100209		1,405,000.00	1,585,899.37		
		UKRAINE GOVT REGS'070315		261,366.00	267,403.55		
		UKRAINE GOVT REGS'151013		4,530,000.00	4,259,106.00		
		VENEZUELA REP '080305		450,000.00	496,125.00		
		VENEZUELA REP '150316		1,900,000.00	2,031,138.00		
	小計	銘柄数 :		7	14,414,255.00	11,921,387.52	
		組入時価比率 :		3.1%		(1,756,616,451)	
		国債証券 計				44,139,701,488	
				(44,139,701,488)			
特殊債券	アメリカ・ドル	BANGKO SENTRAL '270615		545,000.00	580,425.00		
		BK CENT TUNISIE '120425		1,645,000.00	1,743,700.00		
		CENT ELET BRASIL '151130		3,135,000.00	3,191,430.00		
		CHINA DEV BK '151015		1,205,000.00	1,145,156.08		
		CODELCO INC REGS '121130		1,000,000.00	1,030,700.00		
		CODELCO INC REGS '131015		290,000.00	283,127.00		
		CODELCO INC REGS '141015		1,800,000.00	1,663,740.00		
		CODELCO INC REGS '350921		3,850,000.00	3,566,035.55		
		EMP NACIONAL DEL '121115		1,000,000.00	1,042,750.00		
		EMP NACIONAL DEL '140315		600,000.00	559,710.00		
		EXP-IMP BK KOREA '081106		600,000.00	583,166.40		
		FIRST CITIZENS '110214		675,000.00	657,418.27		
		INTERGAS FINANCE '111104		2,020,000.00	2,039,703.08		
		KAZAKHSTAN DEV BK'131112		1,205,000.00	1,281,758.50		
		KAZAKHSTAN TEMIR '110511		2,675,000.00	2,667,189.00		
		KAZAKHSTAN TEMIR '160511		1,350,000.00	1,355,265.00		
		KOREA DEV BK GBL '061116		450,000.00	449,444.25		
		KOREA DEV BK GBL '100916		3,460,000.00	3,326,412.86		
		NATIONAL GAS CO '360115		3,825,000.00	3,556,404.67		
		NATIONAL POWER CO'110823		4,800,000.00	5,269,675.20		
		PEMEX FINANCE LTD'110215		1,900,000.00	2,075,750.00		
		PEMEX PROJECT FDG'070915		200,000.00	206,300.00		
		PEMEX PROJECT FDG'091015		1,900,000.00	1,969,825.00		
		PEMEX PROJECT FDG'111115		1,300,000.00	1,407,250.00		
		PEMEX PROJECT FDG'151215		1,100,000.00	1,056,000.00		
		PEMEX PROJECT FDG'151215		5,500,000.00	5,280,000.00		
		PEMEX PROJECT FDG'180330		1,000,000.00	1,215,000.00		
		PEMEX PROJECT FDG'220201		510,000.00	599,250.00		
		PEMEX PROJECT FDG'350615		1,115,000.00	1,070,400.00		
		PEMEX PROJECT FDG'350615		1,700,000.00	1,632,000.00		
PENERBANGAN MY BD'160315		12,065,000.00	11,826,487.01				
PETRO MEXICANOS '070915		440,000.00	453,860.00				

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考	
特殊債券	アメリカ・ドル	PETRONAS 144A '220522		650,000.00	767,401.70		
		PETRONAS REGS '120522		3,900,000.00	4,138,200.30		
		PETRONAS REGS '220522		1,700,000.00	1,995,468.50		
		RAS LAFFAN GAS '090915		2,160,214.00	2,085,671.49		
		VTB BANK CAPITAL '111012		6,050,000.00	6,367,625.00		
	小計	銘柄数 :		37	79,320,214.00	80,139,699.86	
		組入時価比率 :		16.3%		(9,167,180,266)	
						17.1%	
	ユーロ	PEMEX PROJECT FDG'160805		900,000.00	981,720.00		
	小計	銘柄数 :		1	900,000.00	981,720.00	
		組入時価比率 :		0.3%		(144,656,442)	
						0.3%	
	特殊債券 計					9,311,836,708	
						(9,311,836,708)	
合計					53,451,538,196		
					(53,451,538,196)		

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

資産・負債の状況に関する事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成18年9月29日現在)

資産総額	50,980,969,893円
負債総額	211,268,097円
純資産総額(-)	50,769,701,796円
発行済数量	43,935,725,109口
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	11,555円

(参考) エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド 純資産額計算書

(平成18年9月29日現在)

資産総額	75,552,756,069円
負債総額	3,110,453,314円
純資産総額(-)	72,442,302,755円
発行済数量	49,017,006,774口
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	14,779円

第5【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1特定期間	自 平成15年8月8日 至 平成16年2月5日	8,098,864,359	337,186,009	7,761,678,350
第2特定期間	自 平成16年2月6日 至 平成16年8月5日	3,031,028,896	1,490,306,015	9,302,401,231
第3特定期間	自 平成16年8月6日 至 平成17年2月7日	7,283,016,708	2,640,009,735	13,945,408,204
第4特定期間	自 平成17年2月8日 至 平成17年8月5日	8,935,375,735	4,347,263,907	18,533,520,032
第5特定期間	自 平成17年8月6日 至 平成18年2月6日	15,978,197,125	3,217,721,538	31,293,995,619
第6特定期間	自 平成18年2月7日 至 平成18年8月7日	14,415,141,938	4,800,605,614	40,908,531,943
	自 平成18年8月8日 至 平成18年9月29日	4,381,521,014	1,354,327,848	43,935,725,109

(注) 第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

